婦人と年少者

昭和二十八年五月二十日第三種郵便物認可　昭和三十年八月五日発行（毎月一回五日発行）第三巻　第八号

27

◆婦人と年少者のためのレクリエーション

婦人少年協会

婦人と年少者　二十七号　目次

婦人と年少者のレクリエーション……柳田　亨…8
ひとときの憩い……柳内芳子…4
「その他おおぜい」のために……塩沢美代子…7
職場のレクリエーション……布　雅吉…9
局長就任のことば……谷野せつ…11
ニューヨークの婦人裁判所について……田中寿美子…12
アメリカ生活点描……木下雷枝…16
女中の需要供給状況と労働の実態……畑ちず子…17
女中という職業……渡辺為弥…19
働く母と子の問題……岩手婦人少年室…21
資料室
既婚婦人の雇用及び婦人の労働組合員……23
労組婦人のページ……25
西独における婦人の実状……28
女子の勤続年数別賃金について……28
六月の婦人界の動き……30
女子の就業者数と完全失業者数・平均現金給与……表紙の3
◇協助員のページ……31
◇婦人少年局ニュース……表紙の3
表紙……富山妙子
扉……中恵一代　カット……塚谷政義

音楽愛好家の友　婦人少年協会の

移動音楽教室

を御利用ください!!

◇食後のひとときに、休日のひとときに、身近かで楽しく、好きな音楽が習えます。
◇いつでも皆さまのおそばへ出むいて、親切に、いっしょに勉強できるようにしてあります。
◇各会社・工場・諸団体指導者の皆さまのお申込みをお待ちしております。

音楽教室　のおもな勉強科目

○歌いながらおぼえられる楽譜の読み方
○楽しい歌のおけいこ（独唱・斉唱・発声の仕方）
○みんなですぐ歌える合唱のおけいこ（同声二部・三部・混声）
○その他希望種目に関するもの。

新日本建設を担う婦人と青少年の明るい健全な趣味を育てましょう

指導者として各音楽学校・音楽指導者連盟の御協賛により、適任者を選定、派遣いたします。

◎申込の方法＝次の条件により御申込みください。
一、教室（場所を問わず）一か所百名単位（人員は希望者側でまとめる）
一、テキスト（実費一部三十円）の所要部数
一、希望の種目・日時・日数
一、派遣講師の旅費（三等往復乗車・船賃）及び宿泊費（寮又は寄宿舎にて可）は依頼者負担のこと
一その他詳細は依頼者側と打合わせの上決定する
一、申込先　東京都千代田区大手町一ノ七
婦人少年協会
電話　丸ノ内(23)一六二五・四七二八

★婦人問題研究家必携の資料

婦人関係年表

―― 労働省婦人少年局監修 ――

◎歴史とともに婦人が歩んできたあとを年表によって、一目でわかるように編さんしたものです。
◎日本に関するものは、明治以後、昭和二十九年までの事項を記載し、外国については、近代婦人の解放に重大な影響を与えたフランス革命・産業革命の行われた一七〇〇年代の後期から収録されています。
◎婦人問題研究家や、学校における社会科の資料として、また図書館の閲覧用としておすすめいたします。

A五判　四〇頁
定価　五十円　〒一〇円

各地の婦人少年室でも御取次致します。

発行所　婦人少年協会　東京都千代田区大手町1の7　振替東京107914

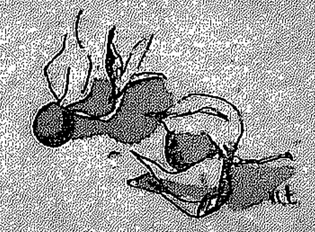

婦人と年少者のレクリエーション

——必要性とその本質と指導理念——

柳田 亨

婦人と年少勤労者に新らしい課題

外国のある生命保険会社での話ですが、そこには多勢の女子職員が雇われています。その職員たちは勤務中無駄口を一言もきくことができません。それで終業後に女子職員だけ集つて、その結論がどうなつても大してさしつかえのないような問題について討論することにしました。甲論乙駁一時間もお喋りをした結果、彼女たちは満足して帰つていくのだそうです。

男子と肩をならべて働く勤労婦人、また昼間働いて夜は定時制教育を受けている年少勤労者その他中小企業に働く人達のレクリエーションということは今日の大きな問題であります。年少勤労者が多いのは日本の一つの特異な現象かも知れませんが、婦人の「職場進出」ということは近頃の世界全般の傾向のようです。なぜかと申しますと、世界各国はその国の治安とか自衛とか復興計画といった力のいる仕事に大部分の男の手がとられ、軽い仕事は残された婦人に俟つ傾向にあるからであります。さらに一方男子におとらない女子の独立心と教養の向上も、急激な「職場進出」にあずかつて力をなしたものともいえましよう。

しかしこれらの婦人勤労者の一日の生活時間を見ると、勤めのほかに炊事・掃除・洗濯・買物その他家庭の義務を果す時間がとられ、年少勤労者は勉強に時間をとられるので、身心の向上のためのレクリエーションをしようと思つてもそのひまはない、といつても過言ではないのであります。そこでまず〝余暇の生み出し方〟から御話しなければ問題の解決にはならないのですが、これはまた別の機会にゆずることとして、ここではレクリエーションそのものについて、皆さんと一緒に考えてみたいと思います。

レクリエーションはなぜ必要か？

近代文明はわたくしどもに沢山の恩択をもたらしました。しかしそれはまた、一方、人類の上にある新らしい要求をもたらしたものともいえましよう。その要求というのは何でしよう？それは勤労に対するレクリエーションの要求です。人間は一切の仕事を自分で計画して、それを自分でなし遂げる立場にあれば、どんな仕事でも苦痛を感じないのです。しかし昔と違つて現代の勤労は、これにたずさわれば強く義務に拘束され、義務に拘束されれば従つてそこに精神的にも肉体的にも緊張を伴います。この緊張の状態が続きますとわれわれの生活を不安定にします。そして満たされることのない欲求を満たそうとする要求が強く出てくるのであります。ですから特別な場合を除いては、長い時間休まずに働き続けるということは、身心に悪い影響を与えるのであります。「自分は働くことが楽しみなのだから休む必要がない」といつて、三十年間も休まずに働いたことを誇らしげにいう人がありますが、それは実は知らない間に自分の身心を削り減らしているもので、ハワード・ホイットマンの「潤滑油を一度も吸りかえずに自動車を五千マイル走らせる愚もの」と同じといえましよう。

レクリエーション活動こそは、自分で物事を計画し自分でそれをなし遂げることのできるものです。勤労はいくらよい仕事でも強いられた単調な機械的繰り返し作業でなり立つていますから、受動的に黙従する立場におかれ、人格の形成に役立つものと期待することは無理でありましよう。レクリエーションは勤労と対蹠的な地位にあるのでして、勤労すれば必ずそれ相応のレクリエーションを必要とすると思わなければなりません。

レクリエーションとは何か？

サルトルのアメリカ紀行に「ある造船所では、工場に拡声機をすえつけて、たえずレコードをかけて聞かせていた。なぜかといえば、工員たちは、ただ鉄と直面しているだけであつて周囲に人影すらないので深い孤独感に襲われる。このためレコード音楽とか、人の声を聞いていないと孤独感に耐えられないのである…」と書いてあります。これは勤労に対するレクリエーションの実態的あり方を示す一つの例だと思います。

レクリエーションの意味を一言でいい表わそうとすることは極めて困難なことでありますが、「レクリエーションとは、あくまでも健全で明朗な楽しみであると同時に、次の活動への意欲の再生という創造的な役割をはたすもの」という言葉でおわかりになると思います。実際的には次のような活動がそれであります。

一、収集　めずらしい物を集めて楽しむ本能的活動で、だれでも大なり小なり持つている欲望です。郵便切手から絵画、書籍、古美術、郷土玩具、考古品、ラベル等の収集がそれです。

二、創造　およそ物を工夫するという動機はどんな人の心にもあるのでありまして、これを自分で実行して楽しんだり、現実では満たされないものを他の媒体を通して表現し喜びと満足を見出そうとすることもあるもので、大工の真似や、園芸、箱庭、彫刻、絵画、積木、折り紙等がそれです。

三、闘争本能に基く活動　元来人間が勝負ごとを好み、他のものに負けまいとするのは本能であつて、これが適当なはけ口を見出さなければ醜い争いとなり好ましくない暴力沙汰となるおそれがあります。スポーツは自然にそのハケ口の機会を与えています。

四、優越感を満足させる活動　土堤に登り木に登り遠くへ石を投げたり人のやらないことをやつたりする本能から、登山、探検、スキーツーア、遠泳、遠漕、耐久競争、自転車の遠乗り等があります。

五、その他　射倖心の満足、人に認められたい本能、自己表現等もあります。

これが次のようなレクリエーションの種目となつて現在行われています。

スポーツ競技・野外活動・遊戯・社交・音楽・芸能・手工芸・収集・創造・研究・観賞等。

指導上の注意と行い方

レクリエーションの実際活動の種類はいろいろありますが、それが効果をあげるかどうかは対象の年齢、性別、個人差、必要性、環境等に従つて適宜賢明な選択が行われるかどうかにかかっているといえましよう。なお指導上の注意としては次の五か条を守れば、さらに完璧というべきです。

一、本務との均衡　レクリエーションはよいことだからといつて夢中になつてやり過ぎて本務を怠るような結果となることは好ましくありません。勤務に疲れた身体の回復をはかり次の仕事への英気を養う程度が望ましいのであつて、徒らに過度な運動をして疲労を累積するようでは健全なレクリエーションということはできません。

二、機会の均等　職場には多勢の人が働いていますからレクリエーションの機会は均等に与えるように心がけなければなりません。この場合多勢が一緒にレクリエーションに加わることも必ずしも悪いことではありませんが、近頃のような複雑な世の中では、その可能性も少いので、老年者、女子、年少者、虚弱者などもとり残されることなく参加の機会が与えられるように指導することも考えねばなりません。

三、多様性をもつこと　「十人十色」という言葉があるように、人はそれぞれ違つた趣味と関心を持つものですから、レクリエーション計画は一つに偏向することなく、指導にあたつては、できるだけ多様性をもたせます。そうすれば実行能力の少い「食わず嫌い」の人も加わることができるようになるに違いありません。

四、建設的で品性の向上に役立つものを　レクリエーションを単なる「娯楽」と同じように考えて、短時間に未梢神経を刺戟するものや、下卑たものに走つたりする向もあるようですが、これは婦人、年少勤労者の品位を保つ上において慎まねばなりません。常に教養

を高めるように善導する必要があります。

五、積極的に参加すること　レクリエーションは見物人の立場になるのではなくて、下手でもそれに参加して自分から行うときに楽しみも深く、より多くの効果が期待されるのであります。「今や世界は見物病の流行に悩まされている」といったのは米国レクリエーション協会専務理事トーマス・リヴァース氏です。プロ野球、プロレスの見物の多いことをなげいて言ったことですが、先日アメリカの、アイゼンハウアー大統領がホワイトハウスに世界一流のゴルフ、野球、陸上競技等の選手を招いて少年善導のために協力を依頼する協議会を開いたのも「見物病」防止と健全なレクリエーションの発展のためであるといわれています。

世界の先進国にくらべ日本人の生活水準は低く少し遅れています。それに反して機械文明はかなり発達したものをもつています。そこでわれわれの生活ではこの急激な社会変化に歩調を合せて進むことができず取り残されていく人々が多くなってまいります。そして社会秩序が一部で破られ、社会を改革しようとする熱情――それは善意にせよ悪意にせよ――が焦慮となって社会問題という行動に現われます。恐怖、不信、神経衰弱、狂騒、不道徳行為で苦痛を忘れようとします。婦人や年少勤労者のレクリエーションは今日の基本的な問題ではないでしょうか？（日本レクリエーション協会監事・人事院職員局福祉課長）

ひとときの憩い

K　柿内芳子

『憩う』ということ、つまり、レクリエーションについて、今更あらためて説明する必要もないとは思いますが、日頃私の考えている問題、特に婦人（しかもここでは、主に家庭婦人を中心として）とレクリエーションについて、二、三、思いつくままに述べてみたいと思います。

☆「憩う」権利

人間（むしろ動物と云った方がよいかも知れません）が、生れながらにして持っている本能には、食べたい、というような誰でも当然必要だと考え、又、それをあたりまえのこととして、行動しているものがあります。ところが、それと全く同じに必要な、本能の欲求（基本的生理的欲求）に、休みたい、苦痛から解放されたい、というものがあるのです。

食べること、寝ることをしなければ、死んでしまいますが、それと同じに、休むことも、苦痛から逃がれることも、全くできないとしたら、やはり人間は死んでしまうのです。

「憩い」とか、「レクリエーション」というと、いかにものんびりした事に考えがちなのですが、実は、それは、休むことであり、ある苦痛からのがれると云う事が、その根本なのですから、真剣な「生」の問題の一つなのです。

食べたり、寝たりする事を否定する人はありますまい。けれど、休むこと、まして苦痛から逃れようとすること、しかもこれを「憩い」「レクリエーション」などと云ったら、なおさら、『そんな呑気なことを……』と云う人があるのは、どうしたことでしょうか。

私達の、正しい「憩い」は、私達の生きるための当然の権利なのです。

☆「憩う」時間

私達は一日をどんなように過しているでしょうか。あなたは、そうした事を、あらためて見直した事がおありになりますか。

勿論、土地により、日により、人によって、それは、実にまちまちなのです。然し、極大さつぱに、農村の主婦、都会の自分でも働く主婦、都会の勤人の家庭の主婦などと云うように分けて、その平均を考えてみる事はできましょう。

そもそも私達の一日をみると、次の様な時間に区別する事ができるようです。

(1)睡眠時間
(2)労働時間（農業労働、工場労働、家事労働、内職等）
(3)通勤時間（労働のために要する往復時間）
(4)生活常務時間（食事、入浴、身仕度、便所等）
(5)社会的行動時間（来客の接待、組合、婦人会、PTAその他の会合などへの出席）
(6)その他（医療、仏事等）
(7)憩い（レクリエーション・タイム）

もっとも、例外はあって、例えば、温泉での入浴はレクリエーションですし、組合や、婦人会にしても、憩いのための集りもありますし、お年寄りなどは、仏事（○○講の如き）が、何よりのレクリエーションである場合もあるのですから、このきめ方は、その時々の人の心の置き方や、その内容のあり方にもよるわけです。

「憩う」ということが、その時の疲れを休め、苦痛からのがれるということには、違いありませんが、それは又同時に、次に来る労働、明日からの生活を、より良く、より高くするということは、既に御存知のことと思います。表でもみられる様に、一日、二十四時間の中で極わずか（この表においては、農繁、農閑、平日、休日を総平均して、三時間五分）の時間しかないこのレクリエーションタイムは、実は大変に重要な役割があるわけですから、この時間を否定することはもとより、これをおろそかにすることは、次の労働や生活を、いいかげんに考えている事にもなるわけです。

レクリエーションタイム男女比較

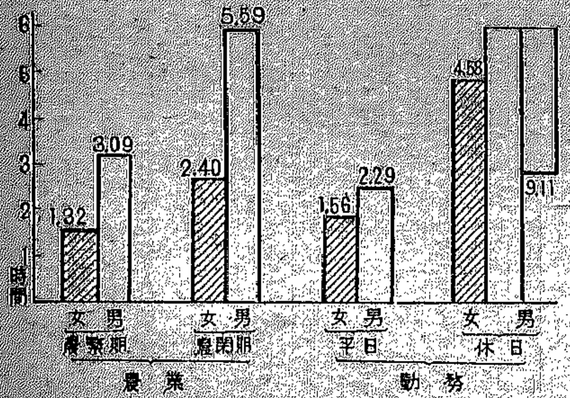

各層婦人生活時間平均比較

	農業		勤務		家庭	
	農繁期	農閑期	平日	休日	平日	休日
	時間 分					
睡眠	8.17	8.42	7.42	9.06	7.88	8.15
労働	7.89	8.89	8.58			
家事労働	6.00	8.08	1.54	6.55	10.16	8.84
通勤			1.56			
生活常務			1.92	2.24	2.88	2.88
その他	0.82	0.64	0.07	0.87	0.84	0.20
レクリエーション	1.82	2.40	1.56	4.58	3.04	4.18

（労働省調査を基準として）

◎ 農村において，生活常務が表れていないが，食事，その他の，こうした時間は自由（レクリエーション）の中に入つているのではないかと思われる。

☆「憩い」の少い婦人

ところで、グラフに依って、レクリエーションタイムの男女比較をしてみました。

何時でも、主婦に比べて、夫の方が、この時間が多いことは、一目でわかりますが、もつと良くみると、農業の方は農閑期に、勤務の方では休日に、男は著しく、この時間がふえているのに比べて、女の方は案外伸びていないのです。農閑期とはつまり、ひまな時です。休日とは即ち休む時です。男もひまで休むのなら、女も同じに休みたいものですのに、この状態は何故でしょう。

農村にしても、都会にしても、睡眠や生活常務は、男女たいして変るものでないのですが、問題は労働にあるようです。細かい時間まで発表する紙面の余裕を持ちませんので、%だけでグラフにしてみましょう。

この様に何時でも、女の方が労働時間が多くなつています。これは、家事労働が何時も女の大きな負担になりまして、ひまであるべき時にこそ、家事が多くなつていることがわかります。

大切な憩いの時間が、家事のために少くなつているという事実。この事を、家人の民主的協

男女労働（家事を含む）時間比率

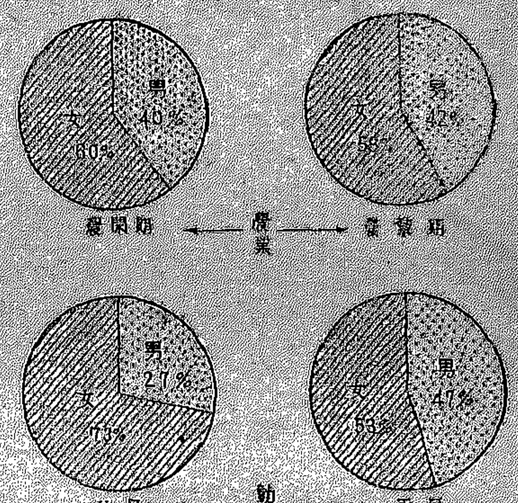

力は勿論、家事の合理性、主婦自身の自覚、また又、社会的、政治的問題にまで、ひろげて考えてみるべきではありますまいか。

☆ 「憩い」は社会の向上のために

『その人の余暇をみれば、その人の品性がわかる』と、リンカーンがいいました。憩いが、あなたの全く自由な時であるだけに、あなたのほんとの姿が出るからです。然し又、その言葉を逆にしてみれば『その人の品性はその人の余暇によって形づくられる』とも云えます。

女のレクリエーションの方法は雑談が多い。と云われもし、又事実そうのようです。雑談を一概に否定するわけでもなし、井戸端会議も、話が、結論に迄いって、少し飛躍しすぎたようです。もう一度「憩い」の方法に戻してみましょう。

私はここで、あえて、一つ一つのプログラムのやり方にふれないことにします。というのは、今世間一般のレクリエーションの考え方がとかく、フォークダンスとか、ゲームとか、歌ということのみに考えをきめてしまっているからです。勿論そうしたものが悪いのではありません。大いに結構です。けれど、生活全般に亘っての、考え方や、やり方そのものに反省の無い限り、いわゆる歌い、踊っただけで、ほんとの主婦の憩いがあるとは思えないからです。いずれ又の機会に、プログラムの細かい、一つ一つを御紹介する事として、ここでは次の事を強く主張したいと思います。

第一には、今までも云ったように、憩いそのものの意義を、はっきり、みんなで自覚し、第二には、忙しい主婦の生活そのものに、検討を加えた上、第三にそうした、反省や検討のために、主婦が自発的な集りをもって、さて、その集りを通じて、何でも結構、みんなのしたい、みんなの楽しみたい事から、順に、楽しみを実際にもって、行うことが大切だと思います。

ある農村の主婦のように、『何はともあれ、美味しいものが食べたい』『実家に帰りたい』『只ひたすらねむりたい』と云うような欲求の段階にある方に、無理矢理、ダンスを踊って頂いたとてほんとの憩いにはなりません。

又主婦というと、すぐ子供を考えて、子供と一緒の憩いと云いたい処ですが、これもここでは一応とけて置きたいものです。まずまず主婦自身の憩いがあって、はじめて、よい子供とのレクリエーションが生れるのです。

「せめて一時、一人になりたい」というのが、主婦の心からの願いではありますまいか。まして農村の方々はこれが悲願とも云えましょう。

「憩う」という単純なようなこの一事も、女であり主婦であり、しかも日本人なるが故に、あまりにも複雑な、むずかしいことであるようです。

そうです。そうした女、主婦、日本人だからこそ、尚更、憩いは大切なのです。

（早稲田大学・日本社会事業大学講師）

☆ 自発的、組織的、発展的な「憩い」

「その他おおぜい」のために

――労働組合とレクリエーション活動の一例――

塩沢美代子

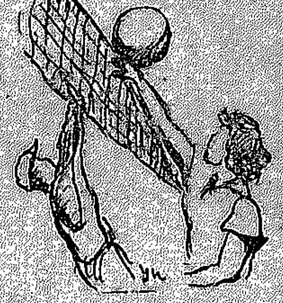

どんな職場の労働組合もその基本的な目的に変りないことはいうまでもありません。と同時にそれは又〝生きた人間〟の集りですから、それがどんな人たちが、つまり性別、年齢層、知的水準、生活環境などの条件の種々様々なのに応じて、その職場活動もいろいろと特色づけられます。そして生きた人間の集団としての組織の性格をありのまま摑んでその息づかいとともに動かしてゆくところに民主的労組の基礎があり、レクリエーションはこの生きた組織の栄養剤なりヴィタミン剤としての役割をもつものです。そこで私は年少女子労働者を主体とする職場である一繊維産業労組の実態にたって、労働組合とレクリエーションについて述べることにします。それは日本の女子労働者の多くをしめる分野であり、寄宿舎制度その他のなかで、昔からの封建的労資の慣習がさりげない形で固執されている一方、労働者意識というよりまだ少女としての生活感情をもった若い農村出の組合員が多いという条件をもつだけに、レクリエーションの役割も大きいと思いますから……。

レクリエーションの本質については専門の立場からお話があるので、ふれる余地はないと思いますが、一つ特にはっきりさせておきたいことがあります。昨今レクリエーションという言葉が濫用されパチンコ屋の広告にまでつかわれています。又職場ではダンスパーティー、野球大会、団体旅行、写真コンクール、マージャン大会などがレクリエーションとされています。勿論それも結構なのですが、こういう特別な行事のみしかとり上げられないのは、レクリエーション本来の意味が本当にわかっていないし、まして職場とは結びついていないからだと思います。では他に何があるのかについて具体的に話を進めることにします。

職場におけるレクリエーション活動のもつべき条件として次の点が考えられます。

1 専門的技術を必要としないで集団的に楽しめるもの

各種のスポーツもそれ自体いいのですが、一部の選手本位で少数しかなじめないし又誰にでもはできません。ところが、特に技術も要せずのうまな人も一緒に大勢が参加できる野外ゲーム、ボールゲームなど実に沢山の種類がありスポーツ的面白さもティームワークも味えます。又のど自慢大会は少数の声のいい人しか出られませんしコーラス団も同好者に限られます。ですからそれとともに全員で少々オンチでも一緒に歌える簡単な輪唱や合唱をしたり、労働歌を会合や日常に歌うと、誰もが歌う喜びにふれます。現に歌唱指導は全蚕傘下の各労組の日常活動のなかでも一番歓迎されています。或るいは社交ダンスに限らず、その場で誰でも又大勢踊れるフォークダンス、スクエアダンスを実施したり演劇部の演劇に限らず全員のスタント（寸劇）などといろいろありますが、要は歌もうまくない運動もだめという〝その他大勢〟がどっかにひっかかって楽しめるプログラムであってはしいのです。

2 特別な費用と時間をかけず生活に取入れられたもの

日本人はとかく大がかりにお金をかけて旅行したり、専門の芸人を呼んで年に一度の演芸会を開くことしか知りません。しかし毎日、毎週、毎月、日常生活に小出しにされる喜びが大切です。例えば地方の工場は夏の夕、晩の食事をおにぎりにして作業場近くの野原や岡、川辺などにゆき、みんなでキャンプファイヤーを焚いて語り合ったり歌ったりするのもいいでしょう。

春の婦人週間には軽い野外演会や附近のハイキングを楽しんだ報告が大分ありました。

映画とまでいかなくとも幻灯上映が結構楽しまれていますし、又連絡伝達のため寄宿舎に備えてあるマイクを組合放送室に利用し、好きな人たちの演ずる放送劇や名曲レコード演奏などを放送して喜ばれている例も多くあります。

又掲示板にはちょっと色チョークで絵をかき季節感を出したり、指示事項は美しいポスターカラーで親しみ易い壁新聞形式にしたりするのも、印刷物にはカットを可愛くあしらってひきつけるのもみなレクリエーションの活用です。

3 働動的なもの

従来凡人の楽しみは〝みる〟〝きく〟に限られていましたが、誰でも自分でやってみる喜びは格別なものです。それぞれの取り得や個性に応じて、どつかで表現し発揮する機会が二、三例をあげたような各種のプログラムによつて与えられるでしよう。文化サークルの育成もこの点で大切なことです。

4 健康で高い文化性を養うもの

徹夜マージャンや競輪のように不健康なものでは困るのは勿論ですが、同時に簡単でもグループでする輪唱は高度の合唱や交響楽を理解する第一歩、寸劇は演劇の味を知る段階の一つ、集団ゲームはスポーツマンシップに通じるものといつたようにだんだん高い文化への感覚を養うものでありたいと思います。

次にこうしたレクリエーションをなぜ労働組合としてとり上げるかについてふれましよう。

まず労組は常に組合員の心の解放の場になつていなくては何の意味もないからです。経済的社会的要求は、人間の真の自由や暖い人間性の育つ条件を求めての叫びに過ぎません。冷い資本の命令により、じりじりと迫る労働強化、職場の空気を重くする封建的圧力のなかで、組合員の若い夢も情熱も灰色の諦めに冷えきつてしまうなら、労組の存在は形式のみでナンセンスとなります。

能力のあるものもないものも同じ組合員の立場で歌つたり笑つたりして青春を楽しむこと、お互いに個性や人間味をさらけ出して親しみあつたりより高い文化に憧れる機会をもつことは、人間としての自由な意識の芽生えをたすけ、正しい労働運動の原動力となります。

次に組合の団結を養うたすけとなります。人間は機械ではありませんから理屈にかなつたからといつて、早速団結できるものではありません。職場の人がなるべく広範に交流し親しい空気が生れるような機会をもち、集団としての喜びを知る日常のレクリエーションが行われていて、いきいきと血の通つた雰囲気のなかで自然に団結が培われます。

最後に労働運動は常に新鮮な力で民主的に運営されねばならないからです。とかく労組タイプというものがあつて、唯ガムシャラに頑張ることがいいような錯覚に陥り、当り前の人間である組合大衆とは無関係に空廻りしがちです。仕事の本質としてその分量は際限なくあり、しかも一つ一つが非常にエネルギーを要するものだけに焦る気持は無理もないのですが、それだからこそ忍耐強い長い頑張りが必要です。日常活動の一つ一つが人間としての心身の再生産を充分させてくれ、常に無理のない活気に満ちたものであるために、レクリエーション的な運営が望まれます。

紙面の都合上詳しくふれられませんが、組合活動にとり入れられるレクリエーション的手法の実際について一、二の例をあげておきます。

◎労働教育は興味ある方法で……

△議事法を教えるのにゲームを用います。ユーモアな題で討論する遊びですが、その討論形式はきちんとした議事法を応用します。

△経営協議会、団体交渉がどんなものか、劇に仕組んで実演します。扮り議題や会話にユーモアを入れたり風刺的に構成したり興味をそそいながら示します。

△発言のくせを遊びのなかからつけます。大勢の中で口をきく恥しさがまず発言を阻みます。ゲームに仕組んで、誰もがしやべりやすい機会をつくります。

△幻灯、紙芝居、朗読劇などの活用。

◎組合大会を親しみ易く……

開会前や打合わせの間の待時間にはレコードをかけたり歌を教えたり、話がつづいて飽きた頃には、五分十分休んでクイズやゲームの一つもはさめば、気分を新たにし効果的です。

―企業労働書記局―

職場のレクリエーション

布雄吉

一、レクリエーションはなぜ必要か

人類は古くから生活の一部としてレクリエーションを持つていた。種族や集団の祭典や舞踊、それに伴う簡単な音楽や、ある種のゲームなどは、今日考えられるレクリエーションの姿であつた。

レクリエーションは、性別、年齢を問わず、また家の内と外に拘らず、いわばあらゆる人のあらゆる生活に関連した問題である わけである。人間がレクリエーションに対して懐く望みは永遠のものであり、それは人間の基本的欲求に基づくものであると云えよう。

レクリエーションがすべての人間に共通した基本的な欲求であるということは、人間が本質的に持つ平衡感覚、心身バランスを保つ能力に根ざしているものである。疲労した肉体、緊張した精神を緩和し、生活に均り合いを保ちたいという意欲は、むしろ生体の本能でもあろう。よい生活環境を探したい、充分働ける健康を保ちたいという人間の素朴な願いはレクリエーションの本質に直結しているのである。

しかし、複雑化された今日の社会では、こうした人間の心身のバランスが失われる機会と原因は極めて多くなつた。特に近代産業に於て、人間が働く場として持つ職場は、生産様式の機械化、分業化が高度に進んだ結果、肉体的疲労の面もさることながら、今日の職場生活に共通な特質となつている組織化、画一化から結果する精神的緊張の増大は、生活の主要部分を職場に過す人々にとつては軽視することのできない大きな問題である。ここに失調しがちな生活のバランスを回復する職場のレクリエーションの重要性が考えられるのである。

二、職場のレクリエーションの考え方

さて、レクリエーションは人間の基本的要求であつてみれば、それは押しつけや、単なる指導、奨励策によるのではなく、自分の望む方法で発動されることが望ましい。それは、基本的人権の尊重を標榜する近代の人権思想に通ずるものである。してみればこうした近代の人間観、社会観に基づいて初めて真の意味のレクリエーションは論ぜられるであろう。レクリエーションは基本的には人間の問題である。勿論、職場内のそれは経営という営利行為に枠とられた世界の問題であるが、今日人間性の陶冶の面で、社会に対して持つ役割を無視できないのが近代企業の持つ特質であり、また職場に働く人々の正しい社会観が経営に貢献することの少くないことを考えるとき、職場のレクリエーションは新しい人間観と、正しい勤労観とに立脚したものでなければならないゆえんもうなずかれるであろう。

この意味で職場のレクリエーションは表向き立派な設備や、一部の人のための設備とか、単なる選手の養成や、コンクールの優勝などに満足しているわけにはいかない。職場のあらゆる層、性、作業形式等を考慮に入れたものでなければならないし、まして特定のイデオロギーのためにする動きは拒否されなくてはならない。問題はレクリエーションの活動形式でなく、活動に参加する人々の態度である。

三、職場のレクリエーションの生産の問題

さきにも述べた通り、職場のレクリエーションは企業内の問題であつた。これは単的に云つて、レクリエーションの理想の姿がどうあろうと、企業として、それに支出し得る経費には限度があることである。否、理論は理論としても、企業成績の好悪に一番影響され易いのが企業内のレクリエーション対策の現状ではなかろうか。これはまた一面やむを得ないものとして肯定せざるを得ない面もあるのである。裏から云えば、これは企業で職場レクリエーションに投ぜられた経費を納得させるだけの実績が科学的に立証されていないということにもなるのであろう。最近、レクリエーションと能率に関する

研究が諸方で実施されている。当工場でも昭和二十八～九年にかけて一か年を費し、東京工業大学の浦本三嗣教授を中心とした「職場体育活動」を通じて、健康体力と実験が行われた。

職場のレクリエーションが生産に及ぼす影響については、現在具体的結論を生みつゝあるが、詳細はなお将来に俟たなければならない。こうした関係が一層明瞭に解明された曉には、職場のレクリエーションは企業の一要素として、一層しつかりした認識を与えるであろう。

また、さきにもふれたように、レクリエーションは人間の問題である。人間の問題は数学的に結論を見出すことは困難である。しかし職場の構成要素である人間について、相互のスムーズな接渉が円滑な業務の遂行に欠くことができない面もつとに認識され、人間関係の調整に作業能率の向上を見出す試みも行われている。迂遠ではあるが職場のレクリエーションの新しい課題として考えなくてはならない問題である。

四、レクリエーション活動の実例

レクリエーションは人間の基本的欲求である以上、人間活動のあらゆるものがレクリエーション活動に利用されるとも言えるが、職場のそれは質的に分けるならば、(一)作業緊張から逃れて単的に転換をねらう逃避的活動、(二)内容的意味を持つ教養、鑑賞的活動、(三)これに積極性の加味された創造的活動といつた分類が試みられよう。職場のレクリエーション活動は現在一応のスタイルができ上つているようである。

一例として当工場の活動状況を形式面からあげるならば次のようになつている。

（一）組　織　工場内で公認されている二十の文化団体により、又十五の体育団体により、それぞれ文化会、体育会が組織され、職制によるレクリエーション担当部課以外から会長、副会長を選任し、日常の行事、稽古は自主的に運営されている。唯、両会とも会務処理者は職制の相当課員を充て職制との接触を保つている。

（二）構成団体

(a) 文化会

団体別	会員数	練習回数(月間)
活花	84	8
茶道	44	8
料理	247	4
聖書研究	56	8
俳句	87	1
短歌	20	1
文芸	40	4
演劇	86	4
謡曲(観世・金春)	111	8
合唱団	77	4
ダンス	24	4
絵画	80	8
写真	87	2
書道	29	4
囲碁	280	1
将棋	68	1
釣	60	1
園芸	110	—
手芸あみもの	170	4

(b) 体育会

団体別	会員数
卓球	28
剣道	17
柔道	54
相撲	40
野球	19
サッカー	18
ラグビー	25
ソフトボール	15
陸上	27
庭球	26
水泳	15
排球	39
籠球	80
体操	1
山岳	28

（三）行　事　文化会は日常の練習、講習のほか春季に総合発表会（一週間）を開き各団体は何等かの形で発表する。他に季節的大会を持ち一般に開放して呼びかける。総合発表会は年間の大会を通じて、延参加人員六千名をこえる。体育会は各部員の推進により年間一回以上の職場対抗の大会を開き全従業員に開放する。各シーズンとも何らかの社内大会が構内で繰り拡げられる。この延参加人員も年間五千二百名を数えている。

（四）施　設　文化関係は、集会室（畳敷）、会議室、講堂、クラブ、音楽室等を使用し、体育関係は構内に野球・サッカー・ラグビー兼用のグラウンド、各種コート、道場、土俵、プールなどを備えている。

以上の自主組織による運営の他、職制により直接運営されるものに次のようなものがある。運動会（年一回）、映画会（略隔月）、盆踊り大会（年一回）、スキー・スケート講習会（年一回）等。図書室の運営（約十五坪、毎日開館）、就業前後の音楽放送等。

最後に職場レクリエーション活動はその運営に対する経営の主導権の問題がある。然しこれは、人間の基本的要求に基づく自発的なレクリエーションの本質と背反するものではない。職場のレクリエーションは正しい生活観と勤労観を前提として、それに参加する人間を含めて、企業の健全な発達を期することを目途とする限りその解明の方向は自から定つているのである。

（参考文献）「レクリエーション」　前川峯雄（心理学講座）

――東京芝浦電気堀川町工場・厚生課長――

局長就任のことば

労働省婦人少年局長
谷　野　せ　つ

私は今回はからずも、藤田前局長のあとをうけて、婦人少年局長に就任することを命ぜられました。

婦人少年局長に就任いたしましたからには、その責任の重大さをおもい、婦人少年行政の進展のため、あらゆる努力をかたむけて、働いてまいりたいとねがつております。

婦人少年局は昭和二十二年、労働省の設立と同時に創立され、すでに八年を経過いたしております。山川初代局長をはじめ藤田前局長には、婦人少年行政という全く未開拓な行政の分野に、新らしい途をおつけになり、いくたの調査資料や啓蒙等の活動を通して、婦人少年問題の解決のために、涙ぐましいほどの努力を続けてこられました。その間幾回にもわたつて、婦人少年局廃止の声があがりましたにかゝわらず、そうした危険にもよくたえて、戦後新たに打ちたてられた婦人や少年をまもり、その地位をたかめるという大きな使命を、この局の活動を通して懸命にまもり続けられ、今日ではこの行政の実蹟についても、漸く広汎にわたつて社会の反響をよび、期待を持たれるに至つています。私は両局長のそうした大きな、しかも困難であつた数々の御実蹟の上に、婦人少年局長をおうけするに至つた責任の重大さをしみじみと痛感いたしております。

日本は戦後の諸改革によつて、一応近代化の方向が打ちたてられ、そのことは婦人や子供の生活に大きな明るさをもたらしたかのように思われます。けれどもそうした明るさの傾向にもかかわらず、その本質に於ては、まだ封建の根が強く、婦人や子供をまもり、その地位をたかめていくということは、全く容易なことではありません。又この頃では、経済等の諸事情も反映して、婦人や子供の問題を解決することは、いよいよ複雑困難になつてまいりました。戦後打ち立てられた婦人解放、人権尊重等の気風も、国民生活の実際の場では、とかく無視されがちとなり、経済的には実力競争の色が、いよいよ強くなつて来たかのように思われます。そこで以前から悪い立場や境遇に、反抗のできにくかつた婦人や子供の境遇を改め、貧しさから、或いは社会のしつこくから生ずる苦痛を軽くするため、何等かの手を打つということは社会全体の幸福をまもるためにも、いつそう必要になつて来ていると思われます。もとより今日の民主社会にあつては、婦人がその地位をあらためる場合、自主的な組織の成長に待つことが最ものぞましいことは申す迄もありません。けれども今日の社会の矛盾と、長きにわたつて培かわれた不合理な生活感情から婦人と子供の立場をまもり、健康な方向に導こうとするには、ただ自主的な運動のみでよく成し得るものでなく、幾多行政上の援助が必要であります。

それで今後ますます多くなると思われる婦人と年少者の各種の問題については、いつそう具体的に行政の実際に即して、これを解決してゆく努力を払わねばならないと存じます。

日本が文化国家として歩む将来の一つの生彩は婦人や子供の福祉がよくまもられているかどうかにかかつていると思われます。又日本の民主化が、婦人や子供の問題の解決の適否にかかつていることも、強く銘記していなければならないところと存じます。

私はこのようなとき、婦人少年局長をおうけすることになりました。私は今後いつそう各方面の御意見をうかがいながら、婦人や子供をまもり、その地位をたかめてゆくため、より具体的な施策を検討し、実施の努力をつづけてまいりたいと思つて居ります。

ながきにわたつて婦人少年局のため、お与え下さいました強い御支援と御指導とを、この後ともお与え下さいますよう、切におねがいいたす次第でございます。

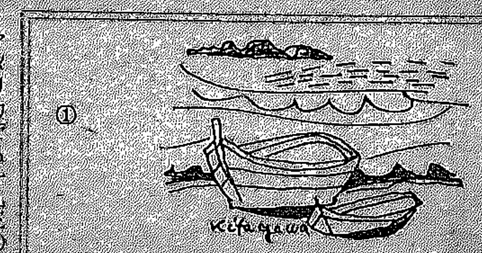

①

ニューヨークの婦人裁判所について

田中寿美子

アメリカでも一九三〇年代までは、紅灯街が各都市にあつて、免許状をもつた業者が売春業を営んでいたのであるが、三〇年代の末に大部分閉鎖され、戦争と同時に雇用がふえて、女も業者も他の仕事に吸収されてしまつて紅灯街は事実上、姿を消してしまつた。今日ただ一か所、テキサス洲のギャルヴストン市に紅灯街がのこつていて度々問題にされているが、日本にあるような赤線区域のようなものは、ここをのぞいてはないと云つてよい。

しかしながら、個々の売春業者や売春行為は決してなくなつたとはいえない。ニューヨーク、シカゴ、フィラデルフィア、バルティモア、サンフランシスコなどの大都市では、そのため、いろいろ対策に苦心している。

ニューヨーク市は国際的な都市で、たえず外国の旅客や国内のねぐらきんが集まり、また商用の旅客の集散するところなので、売春はいろいろな形で相当に行われている。そこでニューヨークの刑事裁判所には、売春を取り締るための特別の裁判所として、婦人裁判所を設けている。この婦人裁判所は正確に云えば、ニューヨーク地方刑事裁判所更生指導部（Probation Department）に属する。その設置はいまから三〇年前の一九二五年で、法的根拠は、ニューヨーク市刑事裁判所法第一〇九条の、婦人裁判所設置法であつて、ニューヨーク刑事措置法第八八七条、第三、四項（浮浪罪に関する項目、浮浪者の中に売春婦をふくめている）によつて逮捕拘引又は裁判される女性に対して、権限をもつものである。婦人裁判所は最初、夜間裁判所として、夜間逮捕された婦人をすぐ夜間裁判にかけていたものであるが、夜間裁判には種々の弊害が伴つたので、昼間の裁判所にきりかえて、いまでは大部分昼間の裁判にかけている。夜間裁判も現在行われるが、ケースは少い、大ていは、売春婦がつかまるのは夜半以後、午前〇時―四時の間なので、いまでは大ていは、逮捕された女は、まず最寄りの警察署に登録され、留置所に監督官の監視の下に朝まで留置され、朝になつてから婦人裁判所につれてゆかれる。

婦人裁判所では、公衆便生局の係官によつて身体検査が行われたのを、逮捕した警官が説明する。被告の婦人は弁護人及び証人を要求する権利、及び外部と連絡する権利をあたえられる。裁判は、身体検査の結果がネガティヴのときは、ふつう、裁判が終るまでの日数は五日間ぐらいである。その間、ニューヨーク市内の婦人拘置所に収容される。裁判はいたつて短期間に行われる。裁判官は、プロベーションオフィサー（更生指導官とでもいうべき係官で、全部婦人の係官である）が、調査した被告に関する調書によつて、被告の家庭状況、罪状、心境その他を詳細に知り、とくべつの面倒な事情のない限り、ほとんど即座に判決を下す。裁判には証人として、逮捕した警官、売春の相手方の男子、及び弁護人のあるときは弁護人などが出頭する。被告が、有罪とこたえる場合は裁判はかんたんなのである。罪状次第で、初犯のものは無罪解放になるものが多く、再犯以上のものでも更生の見込みがあると思うものには更生指導をかける。つまり、身柄は拘束せず、不定期間（二年以内）プロベーション係官の監督の下におく。プロベーションのことについては後にもとくわしく述べるつもりである。プロベーションにかけて更生させる見込みのないものは、すべて体刑である。六か月以上三か年以内の刑で、大ていニューヨーク婦人拘置所に収容する。ニューヨーク婦人拘置所は婦人刑務所のような役目をしている。

こういうわけで、ニューヨークには、珍しい、売春婦専門の裁判所があるのだが、ここでとりあつかうケースの数は、月平均二〇〇から四〇〇件くらい。それも、もつと係の警察官や予算が多かつたら、もつと多数のケースが上るだろうとのことであつた。

ところで、この婦人裁判所の存在については、ニューヨークではたえず賛否の議論がたたかわされている。反対論者は、婦人裁判所の存在は全女性に対する侮辱であり、売春という最古の社会問題をこそくな手段で取り扱うぎまんにすぎないというし、賛成者は、婦人裁判所は売春を制限し、売春婦の更生に少しでも役立つているから必要だという。また、婦人裁判所で重要な機能を果しているものがある。現在のプロベーション係官は、さきにも述べたように全部婦人で、社会事業のケースワーカーが係官になつていて、その指導方針は、逮捕された売春婦が、自分自身の肉体の更生と、人間としての更生をのぞむ場合、つまり更生指導の見込みのある場合にかぎりプロベーションをつけているのであるが、これを批判するものは、そんな方法は生ぬるい社会事業にすぎない。プロベーション係官には警官があたり、売春婦から、その搾取者やひもなどについての情報をひき出す役目をし、売春婦が再びもとの仕事におちいらぬよう厳重な監督をすべきものである、としている。

いずれにせよ、三〇年の歴史をもつ、婦人裁判所も、売春という、人類の最もふくざつで困難な問題の対策としては、ほんの一つの試みにすぎないのであつて、たえず世間の批判にあい、苦しい活動をつづけているようだ。

婦人裁判所への批難は、この「悪徳対策部隊」に集中されている。第一、これは、女の人権をとまれ、判事時代に、婦人裁判所の設置に情熱を傾けた、現在のニューヨーク矯正局長官、アナ　クロス女史は、女史をたすける、プロベーション係長のドリス　クラーク女史や、その下に働く多くの婦人のプロベーション係官とともに、売春対策に半世紀ちかくたたかつてきた人であつて、現在ニューヨークの売春対策に対しては多くの改正のプランをもつているようである。「私たちのやり方の欠点をよくみて、よりよい方法を見つけて下さい」とクロス女史は云つていたが、あきらかに欠点と思われる点がニューヨークの売春婦のあつかい方にはある。その一つは、街上の売春婦を逮捕するときの方法に用いる「悪徳対策部隊」（"Vice Squad"）の制度であり、も一つは、売春の相手方の処罰のないことである。

「悪徳対策部隊」制度というのは、二十数名の警官をもつて編成され、売春婦逮捕を任務とするものである。部隊員は、二人ずつ組んで、深夜、平服で、売春婦の出没する街上に、雇客をよそおつて歩き、売春婦の勧誘に応じて女を買う約束をして金額の契約をし、ホテル又はアパートなどに女とともに入り、金を払い、行動を開始する寸前に女を逮捕するのである。二人組みのうちの一人の同僚の警官が「危機一発」のところにふみこんで逮捕するか、又は自分自身が逮捕するのであつて、二人組みで歩くのは、一人が保証人になるためである。

婦人裁判所への批難は、この「悪徳対策部隊」に集中されている。第一、これは、女の人権を蹂りんすることの苦しいものといわねばならない。部隊員は、割当てられた逮捕責任数をみたすために、平服で歩くとき、自分から女をひやかして挑発する態度に出ないとは限が云えようまた大抵の告発書によれば、部隊員は、金を渡してから、女がきものをぬいだ瞬間に逮捕していることになつているが、それまでの行動を売春の実証のためにせねばならないということは、全く権威の乱用としか思えない。事実、過去には、この部隊にいくつかのスキャンダルが起つたということで、そのために解雇された警官もあるという。警官のためにも罪なことである。婦人裁判所の裁判を見ていて、私がひどく胸をうたれたのは、うらぶれた、下級売春婦――その大部分が黒人かポルトリコ人など、少数民族の女たちだつた――たちが、たくましい体格の警官につれられて法廷に入つてきて、自分たちの人権の蹂りんされたことにも気づかず、首うなだれて、「有罪」とあつさりみとめる姿であつた。そして、その女の相手方である、逮捕にあたつた、たくましい青年警官は、証人として、女を逮捕したときの事情をのべる。かちほこつたようにみえるその警官たちの心の中は果してかちほこつているだろうか？良心のいたみはないだろうか？、自分たちの割り当てられた仕事に悔辱を感じていないだろうか？

私はキリスト教道徳を誇るアメリカで、「悪徳」を退治するために、このような「悪徳」法を用いることに非常に矛盾を感じた。

もちろん、アナ　クロス女史はじめ、婦人裁

判所の関係者は、このことを一番気にしていて、一日も早く方法を改めたいと云っていたが、不便なことに、キリスト教道徳は、また、ここでも矛盾した妨害となる。法律の改正について、ニューヨーク市の面目にかかわるという理由で市会でなかなか公然ととりあげられないということである。売春等処罰法案があのように堂々と国会で問題になる日本などには理解しにくい事情がひそんでいるのである。しかし、さすがにニューヨーク刑事裁判所長官ムタフ氏は、昨年、売春対策をいまのやり方から、防止と更生中心のやり方に改正すべきである、という声明を出した。彼は、この「おとし穴」的逮捕の方法を攻撃し、つぎのように云っている。

「一九五三年の今日、警官が、夜な夜な、これらの、うらぶれたたましいを脱衣するところを立証せんがために――かりに、そのかしはしないにしても――ホテルや下宿につれてゆくなどということは、信じられないことである――」

そこで、ムタフ長官の考えは、平服逮捕の方法をやめて、制服の警官が逮捕できるように、すること、それから、更生指導センターを設置すること、そのために、プロベーション係官を増員することなどにあり、その方向にむかって予算の要求をし、制度の改正を心がけているようであるから、近いうちには何とか改正されるのだろう。手はじめに、婦人裁判所の名称は、「浮浪女性のための裁判所」(Female Court for Vagrant Women)と昨年から改められた。

実際、タイムスクエアや、レキシントン通りの下町、チャイナタウンやハレムなどで売春する女たちは、最下層の女たちで、大抵無職、無宿のものも多く、二ドル位の報酬で身を売っている人たちで、彼女らに対しては処罰の意義は少く、保護、指導こそ必要なのである。

逮捕されて、婦人裁判所のせわになるのはこうして、最下層の女たちが大部分であるが、彼等以外にも中級、高級の売春婦がいるわけであるが、高級になるほどつかまえることは困難であるし、「悪徳部隊」などの手にひっかけることはできない、等々。特別のキャンペインで、市内清掃の命令が出て、タイムスクエア辺のバー ガール(バーを根じろに客をとる。主としてティージェージャーをよそおった若い女たち)狩りがあったり、ジェルキー事件のような高級売春婦とその搬取者狩りがある位であるが、大部分、婦人裁判所の対称は貧しい不幸な女たちであって、プロベーションによる保護指導の意義の大きい人たちである。だから、婦人裁判所の婦人のプロベーション係官の熱意と抱負は、どこまでも支持されるべきものだ、と思われた。ただ、「悪徳部隊」の方法だけは、最も忌むべき方法であり、一日も早くこれを廃止することをのぞまないではいられない。

もう一つの欠点は、売春の相手方の処罰がないことである。平服の警官を相手として勧誘した場合でなくて、雇客をとって現場をおさえられた女が、相手方の男とともに法廷にひき出されてきても、相手の男は何の処罰もないので、平然たるもので、おくびもなく、とりひきの状況について証言している。現行法では、女の方はプロベーションか、又は体刑なので、大そう片手落ちに思える。婦人係官等は一せいにその非をならしていたが、相手方を罰しない根拠は、「売春」を「提供」とみなし、提供のみが有罪で、提供をうけたものは無罪だという理くつによっている。また、もっと一般的な理由は相手を罰しない方が実際問題として立証するのに便利だという通俗的な考え方にある。いや、それよりも、やはり「いまの世は男の世界ですからね」と、婦人係官は皮肉に笑っていた。

売春問題に対する基本的な態度は、日本もアメリカも同じことである。「やむを得ない社会悪」という考え方は、ぬくことのできない、男性中心の社会の考え方である。だからやはり真けんにこの問題を考え、たたかうのは、アメリカでもやはり、正義感にもえた婦人たちであったし、いまもそうである。婦人裁判所は、そうした婦人たちの熱意の表われであるが、「男子の世界」に制約されて、多くの欠点をもちながら、一人でも多く、少くとも初犯者だけでも保護指導できるのだ、と婦人のプロベーション係官は考えていた。しかし、あとから、あとから、出てくる女たち、再犯者たち、麻薬患者をかねた売春婦たちの問題は、資本主義社会の枠内では実に解決困難な問題である。

つぎには、プロベーションのことをつづけてのべるつもりである。(一九五五、七、三一)

――前労働省婦人懇談――

アメリカ生活点描

木下雪枝

☆老人と養老保険

アメリカの都市には、いたるところに何々プラザ、何々スクエアと呼ぶ広場がある。十何階もの高層建築の間にあるこれらの広場には、ほんの狭い芝生にいくつかのベンチが置いてあるだけのところもあるが、それでも都会の喧騒に疲れた神経を休ませて、ここに来るとホッとする。ここにはよく鳩が群をなしてたわむれ、りすが樹間をかけまわっていて、まさに都会の谷間という感じである。しかし、ここでいつも気になるのは、そのベンチに必ず何人かのくたびれた洋服を着た老人や、白髪で皺の深い老婆が、一言も口をきかずに一日中腰をおろして、日向ぼっこをしているのに出会うことである。いや、広場ばかりではない。ワシントンでもフィラデルフィアでも、またあのはげしいニューヨークでも、街頭に老人の数が著しく多いことである。カフェテリアに立寄ればやはり身なりのよくない老人や老婆が一杯十セントのコーヒーが紅茶を注文して、それを大事そうに自分の席に運び、何時間もかかって惜しみ惜しみなめているのに気がつく。

アメリカに老人が多いのは、医療と衛生が発達普及して、人間の平均年齢が延びたことのあらわれであり、また一方、公私の養老年金制度がよく行われているので、余生を生活の憂いなしに送り得ているあらわれでもある。そのこと自体は、もとより大いに喜ぶべきことであり、親むべきことであるが、それにしてもこれらの老人の顔がいかにも無表情で憂愁の色さえ湛えているのはどうしたことであろうか。

アメリカの社会保障制度は、一九二九年の大恐慌にはじめて整備され、連邦の社会保障法が制定されたのが一九三五年という、せいぜい二十五年ばかりの短い歴史のものであるが、この間に一九三九年、一九四六年、四七年、一九五一年の改正を経、さらに昨年一九五四年の改正で被保険者も従来からの工場、鉱山、商店、事務所などに雇われている賃金取得者のみでなく自営者や農民、連邦政府や州政府その他の機関に雇用されている者などのすべてに範囲がひろげられて、現在では、働く者の九〇パーセントがこの法律のもとで社会保険に加入している。この老人及び遺族保険は連邦政府が実施しているが、被保険者が六十五歳以上で退職したときから当人及びその扶養家族に、また被保険者が若くて死亡した時にはその妻及び十八歳未満の子供に、毎月掛金に応じて一定の額が支給される。

アメリカにはこれらの社会保険のほかに、貧困の老人や盲人、不具者、要扶養児童のための公共扶助の制度があり、州政府が運営に当って連邦政府は財政上の援助をあたえている。

連邦政府の統計によれば、現在六十五歳以上の老人はアメリカ人十二人に一人の割であるというが、そのうち五人に一人は、働くこともまた身寄りに頼ることもできず、また年金や保険金による収入もなくて、この制度のもとで扶助を受けている。

長い人生の苦闘をたたかってきたあとで、力折れ、矢つきたとき、その老いの身を受けとめてくれる、このような制度を持つアメリカの老人は、老後を暗い恵子や娘の厚意に頼るほかにすべのない日本の老人たちよりは、たしかに幸福であるといわなければならない。しかし、単に生活の資にこと欠かないというだけで、老人の生活は充ち足りているといえるであろうか。

アメリカに滞在中の一日、この制度の実情調査に出向く州の社会福祉員のミセス・ウイリアムスに同道して、この養老扶助を受けている老人を訪問したことがあった。そこは私営の養老院で、なかには十分の費用を払って、自分の部屋には立派な調度をかざっている老婦人もいたが、入口の戸を押してなかに入るとすぐのホールの長椅子には、いずれも七、八十歳とみえる老人が目白押しにならんで、話し合う種もつきたのか、黙りこくっている様は、再び公園のベンチの老人たちを思い出させて、建物の清潔さと相まって一層の寂漠とした感にうたれたことであった。

これらの老人の顔の憂愁がのぞく、微笑がたたえられるためには、たしかに老後の生活の保障のほかに何物かが必要である。そのなにものかがこのアメリカの老人たちに欠けているのではなかろうか。そのなにものかは人によってさまざまであろう。ある老人にとっては、老人なりに夢を持ち、理想をいだくことがそれであろうし、また大部分の老人には温い感情生活の中につつまれて生きることがそれであろう。養老年金はアメリカの老人たちに夢をいだく余裕を残すほど潤沢ではないらしいし、またアメリカのような個人主義的な小家族制度のもとでは、息子や娘や孫たちと睦み合い、団

らんする幸福はつねに恵まれるとはいえない。

日本の農村婦人に「年をとったらどんな暮しがしてみたいか」と尋ねると、ほとんどの者が「夫や孫の面倒をみること」と答える。老後の生活の保障のない日本の農村の婦人たちは自分の夢を持つこともできなくて、あの長い間のはげしい労働の末にも、なお孫の面倒をみることによって若い者たちの愛情をつなぎとめようとしているのであろうか。たしかに若い息子や嫁との間柄が曇りない善意で結ばれ、何等の紛糾もあつれきもない場合には、その幸福はこの上ないものとなろうが、大部分の場合に、老若の間の生活感情の差に乏しい経済の困難が加わって、姑の嫁いびり、老父と若い息子との対立のような泥沼におちいり、老いも若きも、心身ともにすり減らされることが多いのである。

日本のこのような家族関係に不可避的にともなう軋轢や紛糾を克服する方法は、たしかに家族間における個人の確立、小家族制化であろう。しかし、それですべてが終るのではない。社会保障制度の完備は、老人の生活の独立を可能にするであろうし、家庭内における老若の抗争を取り除くであろうが、社会保障制度だけでは解決されない問題がなお残るのである。公園や街頭やカフェテリアに悄然と坐して「時」を費すのに苦しんでいる老人たちの身につまされまとう深刻な淋しさは、私たちに多くの考うべき問題を投げかけている。

☆共稼ぎのくらし

日本ではデパートといえば若い人の働き場所ときまっているが、アメリカで、デパートでもオフィスでも特に目立つのは、年配の婦人が多いことである。デパートほどもある大きな服装店では、私たちの母親くらいの年代の婦人が、いかにも心得た態度で、キビキビと一人のお客が気に入るまで世話をしている。

職場と家庭は両立するかという議論は、アメリカの婦人の間でも、まだしばしばたたかわされているが、もうアメリカの婦人はそうした理論を追い越して、実際に主婦と職業人としての生活を両立させている。アメリカでも、あの高い生活程度を保つのは容易ではなく、主婦が働くのは、たいてい新しい電気洗濯機を買うとか、電気冷蔵庫を買うといったような生活水準をより高くするためである。

アメリカ労働省婦人局の調査によると、働く婦人の半数以上は、既婚婦人であり、その平均年齢も年ととともに高くなって、一九五四年には三十八歳という数字を示しているが、これは夫婦の共かせぎが一般化された事実を物語っているといえよう。実際、工場をみせてもらったフィラデルフィアの男子服製造工場にしても、ノースキャロライナの織維工場にしても、働く婦人の平均年齢は約四十歳とのこと、結婚して小さい子供のある間は家にいるが、子供が大きくなると、またもとの職場にかえってゆくのが普通で、十年、二十年を勤めあげている人はさらだということであった。

フルタイムの仕事につけない婦人も、何か仕事をみつけてはパートタイムの仕事についている。ヴァージニア州のある小さな町に滞在中、有職婦人クラブの会合に招かれて出席したが、その翌日、ホテルの売店からニコニコといかにも親しげに挨拶する婦人がいる。よく見ると昨夜の会の副会長をつとめている五十人で服装も昨夜の華やかなイブニングドレスをいかにも働きよさそうなワンピースに着替えている。毎週土曜日だけ、そこで働くのだそうである。

こういう仕事を持つ主婦たちの家庭を訪問すると、必ず台所にうれて行って、いろいろ便利な設備や道具をみせてくれる。マッチを使わないですむ瓦斯ストーヴ、乾燥機のついた電気洗濯機、洗い終るとともとりで、に蓋があいて中の食器を乾燥させる仕組みの電気皿洗機、果ては私のギャリュット（新案小型家具）をみて下さいと、引出しまで開けて、回転式トースターやエッグビーターし、ゴム底で部屋のどこにでも取りつく掃きりなどを取出す。

アメリカの働く主婦たちから家事を軽減するもう一つは、大量の罐詰や冷凍食品の普及である。どこの町にも食料品ばかりをデパートほどに並べたスーパーマーケットがあり、たいていの主婦は一週間分の食料をまとめて一定の日に買出しに行く。日本のように主婦の腕で安い物を買ったり、新しいものを見分けたりする必要がないから、それが夫の仕事になっている家もかなりあり、マーケットには男のすがたも相当見受けられる。どんなお菓子も、粉やミルク、砂糖、香料などすっかり混ぜ合せたものを売っているので、簡単に作れる。

このように便利で合理化されたアメリカの生活様式は、妻が働きに出ても家庭生活にさしつかえることは少く、夫もまた働く妻を扶けて協同で家事を分担する習慣がすっかり身についており、子供たちも結婚して一人きりになった老夫婦が、扶けあいながら食事の準備をしている様は、訪問者までを楽しくする。

便利でぜいたくな機械や設備は、毎年手をかえ品をかえてどしどし生産され、限りない慾望をそそるが、それを人並みにととのえるのは、アメリカでも普通のサラリーマンの生活ではなみ大抵ではない。しかし、それを主婦の働きによって少しでもととのえてゆくことのできるアメリカの主婦は、働きたくてもなかなか仕事が得られず、不合理な毎日の家事に追われている日本の主婦よりはるかに幸福であるといえよう。

―（労働省婦人課長補佐）―

女中の需給状況と労働の実態

畑ちず子

一　この問題をとりあげた理由

現在の職業分野の中で、労働観の上から、ただ一つ取り残されているものがある。それは、女性にとって最もふさわしい職業であるはずの「家庭女中」にほかならない。

女中の需要は極めて多いにもかかわらず、希望者は極めて少なく、需給の関係が非常にアンバランスになっている、このアンバランスの原因をつきとめるためには、女中というものについての職業観を調べるとともに、女中従事者の転退職の原因を調べて、雇用面での不合理を見出すことが必要で、これに基いて解決策を講じたいと考えたのである。

二　需給の量的比較

女中の求人と求職の数を較べると、求人百に対して六十一名の割合で、事務員や店員の求人百に対して二百名も希望者があるのとは較べものにならないほどの求職率である。また充足率、つまり求人を充足させた割合では、三〇パーセントに過ぎず、事務員や店員の八五―九〇パーセントに較ぶべくもない。

また、これを年齢別に見ると、一六―二〇歳（求人一六七求職八六〇、二一―二五歳（求人八五求職八一）、二六―三五歳（求人三〇求職五〇）、三六歳以上（求人三四求職四四）、年齢不問（求人五四求職〇）、合計（求人三七〇求職二六一）となっていて、大体において求職者の希望年齢も求人者の年齢も低年齢ほど多くなっている。しかし就職者の数は二一―二五歳の層が最も多く、三六歳以上は少なくなっている。

三　質から見た求人者

求人者の質を、求職者の希望と比較して見ると、まず産業別では小売業（求人一八五求職一五）、卸売業（求人六七求職一一）、食料品製造業（求人一二二求職〇）、医療保険業（求人一五求職三）、家事使用人のみを使用する世帯（求人二九求職一九六）、その他（求人五二求職〇）、産業不問（求人〇求職三五）となっており、求人者の側では小売業が全数の五〇パーセントを占めているのに対して、求職者の側では六パーセントしか希望しておらないし、求職者の側が七五パーセントも希望している家事使用人のみを使用する世帯は、求人者総数の八パーセントにしか当っていない。

また求人者の家族の構成人員から見ると、一―二人（求人一四求職一二）、三―五人（求人一一二求職二一四）、六―八人（求人一三〇求職一八）、九―一二人（求人一〇〇求職五）、一三―一五人（求人一四求職一）、人員不問（求人〇求職一〇）となっており、求職者が三―五人の家族数を八二パーセント希望しているのに対して、求人者の方では六―八人が三五パーセント、三―五人が三〇パーセント、九―一二人が二七パーセントを示している。つまり求人者の方では、商店などで家族が多いほど女中を要求するが、求職者の方ではなるべく家族の少ない勤め人の宅を好む形となって、大きなひらきを作っているのである。

四　観念の相違

使用者側についていえば、一般に労働契約観念に乏しく、女中に対して恩恵的な観念が強いようである。労働時間や労働義務についても、家族的気分が濃厚でけじめがないといった状態である。ところが就職者の方は、現代労働観にめざめていて、契約観念をはっきりと弁えている。けれども、婦人特有の感情を持っており、社会情勢や雇用情勢を知らない上に、職業に対する定着性を欠いている点も否めない。

五　転退職の理由の分析

女中の就職者中、定着者数と転退職者数との割合を年齢別に見ると、一六―二〇歳（定着四五パーセント転退五五パーセント）、二一―二五歳（定着八二パーセント転退一八パーセント）、二六―三五歳（定着九七パーセント転退三パーセント）、三六歳以上（定着八八パーセント転退一二パーセント）となっている。

転退職希望者のあった就職先の家族構成員数は、一―二人の家が六パーセント、三―五人の家が五〇パーセント、六―八人の家が一〇パーセント、九―一二人の家が二パーセントとなっている。

転退職希望の起きた動機は、就職者側から申出た理由が全体の七九パーセントで、雇用条件の相違二七パーセント、主婦の感情二五パーセント、老若主婦対立四パーセント、台所設備不良三パーセント、その他二〇パーセントとなっており使用者側からの理由は全数の二一パーセントで、結婚その他の家庭事情が七パーセント、知能の低度が四パーセント、盗癖三パーセント、その他七パーセントとなっている。

転退職を希望するものの理由の起因を分析すると、家庭女中という職種の旧観

起因分野の詳細な分析状況

（イ）

	使用者側から申し出た理由	員数	比率	起因分野
1	盗へきあり	2	3	A
2	何をさせても出来ない。智能低く雇用しにくい	2	3	A
3	反抗心が強く，他の従業員をそそのかす	1	1	C
4	病気がある。病気になつた	1	1	A
5	物見遊山的気分で積極的に仕事をやらぬ	1	1	A
6	前任者が戻つたため必要なし	1	1	B
7	経済的理由により雇用困難	1	1	B
8	電話の応待，金銭取扱いが出来ぬ	1	1	A
9	家人の留守中子供をまかせられない	1	1	A
10	結婚その他家事都合を申し出た	2	3	A
11	男の交渉あり，無断外泊する	2	3	A
12	別れた夫が再度連れに来る	1	1	A
13	移動証明書を持つて来ない	1	1	A
	計	17	21	

（ロ）

	就職者側から申し出た理由	員数	比率	起因分野
1	女中以外の仕事をさせる。店や工場の仕事。病人がいる	4	5	C
2	家族数が申込条件より多すぎる	5	6	A,B
3	休日がなく，睡眠時間 4～5 時間にて自由時間がない	13	16	C
4	老人が口うるさい，他の女中子供が意地悪く，嫉妬する，従業員がからかう	3	4	B
5	店の板間，夫婦と同室，又従業員と雑魚寝する及び洋風生活になじめない	3	4	B
6	主婦が何も教えてくれない，そのくせ失敗するとひどく叱る。及びヒステリーである	20	25	C
7	何もかも一切まかされるので精神的に負担が多くやりきれない	1	1	C
8	老夫婦と若夫婦との板ばさみでつらい	3	4	A,B
9	行儀作法が非常にきびしく封建的な家庭	1	1	C
10	給料遅払	1	1	B
11	台所設備が悪く，風呂がない	2	3	B
12	その他感情的に面白くないから	4	5	C
13	何もいうことなしにやめたい（具体的理由なし）	3	4	A
	計	63	79	

A＝求職者の責に起因すると認められるもの
B＝求人者の責に起因すると認められるもの
C＝家庭女中という職種の旧観念に主として起因していると認められるもの

念に主として起因していると認められるものが五四パーセントを占め、求人者の質に起因すると認められるものが一四パーセント、求職者の質に起因すると認められるものが三二パーセント、その双方に起因すると認められるものが一〇パーセントを占めている。

理由の内容を分類表示すると右のイとロの表のようになる。

六　転退職希望者に対する処置

転退職の希望者が出た場合は、その度に双方の言い分をよくきき、双方になつとくの行くように解決を計るのであるが、その方法は次の五点に要約することができる。

一、双方の言い分をそれぞれよくきいて解決の方法を見つける。また職安側が仲にはいつて話し合い、妥協点の発見につとめる。

二、使用者側に起因するものは、使用者を説得し、雇用条件の履行を果すように要請する。

三、就職者には現代女中の職業のあり方を説明する。

四、女性の欠点をあげて反省を促す。

五、冷却期間をおいて再度訪問補導をする。

七　結論

女中の量の解決策としては、供給県より多数を受入れ、訪問補導によつて転退職の防止に努め、簡易職業斡旋によつて臨時家政婦やパートタイマーの利用を啓蒙し、契約関係の樹立を図つて因襲的な雇用関係の反省を求め、求職者の身元調査を確立する等の措置を図りたいと考える。このようにして女中の地位も向上させ、需給のアンバランスも解決させるよう一段と努力を続けたいものである。

（注。　この調査は女中の本場といわれる名古屋職安の求人求職者についてのものであり、東京における研究発表大会での発表の大要である。文責記者）

—名古屋中公共職業安定所
労働事務官—

アメリカのメードの制度

メードというのは、日本の女中のあり方とは大分違つていて、一切が労働契約によつて行われ、きめられた時間だけ働けば、たとえ住込であつても、自分の部屋にさつさと引揚げることになつている。したがつて、時間外の用事には必ず超過勤務手当を支払わねばならない。またフランスなどでも行われている信用状制度というものがあつて、以前の雇い主が信用状を交付して、信用して使つてもよいことを証明することになつている。

女中という職業

——雇う人と雇われる人に——

渡辺為弥

「家事労働は平均以下の知能の人の仕事とみなされていたから、始終雇主や普通なら友達であるべき人々からへつ視され、自由時間が制限されているために、社会ののけ者となつていた。彼女達には労働時間の制限もなく、給与の基準もなく、宿舎に関する基準もなかつた。高い社会的意義を持ちながら伝統的に地位の低い職業であつたため、他に就職の道がある時には、家事労働は次第に喜ばれなくなりつつあることは事実である。」（ドロシー・マーシャルの、英国における家事使用人の歴史より）

一　女中という職業

女中という名も、今日では家事使用人と改められたのですが、これは料理屋や旅館などの客扱い女中と区別された点で一つの進歩でしたが、まだ使用人という言葉が使われているため、召し使いという観念から抜けきれていないのに注目されます。労働基準法の適用から除外されていることも、この仕事の慣習が法の適用を困難と見た結果か、仕事の性質が他の労働と違つたものとの見解によるものか、ともかく女中を職業と見ていない一つの証左ともいえましよう。女中が家庭の従属的地位から脱却して、家政婦または家政婦見習というような名称で、職業として自立性を持つことができたらと考えられるのです。

二　女中を必要とする家庭に考えて欲しいこと

イ、最近の若い女性がどんな社会環境に生活しているかについて、充分認識して戴きたいと思います。今日の社会への批判は別として、現実に彼女達はその社会に育ち、彼女の友達はその社会に働いているのです。中学校を卒業したばかりの少女の場合でも、極めて非文化的地域に育たない限り、映画を知り雑誌を見て、はるかな夢を秘かに画いているのです。それが都会に来ると、その夢に現実性が加わつて欲望は急激に頭をもたげ始めます。自由——ある人はこれをわがままといいますが——を求め、自分を拘束するものから逃れようと焦り始めます。千年昔には外から抑えることのできたこの欲望も、今日ではもはや抑えることが不可能なのです。若い者の欲望を一途に抑えようとして失敗した例があまりにも多く、若い者を古い枠の中にはめこもうとするのは無駄骨折りに過ぎないのです。それよりも、なるべくその長所を見出して、これを育てて行くことがたいせつで、現代に呼吸している若い人達を善意でながめ、同情をもつて過ることが望ましいのであります。

ロ、いったん女中として他の家庭にはいると、自由——若い者が渇望する——がたちまち著しく制約されてしまいます。雇主が充分に心を配つて自由時間を定めてくれても、気分的には解放され難いのです。これに較べると会社工場などの場合は退社後は心身ともに完全に自分のものになります。

ハ、今日、女性の婚期が非常に遅れていますが、結婚への不安が若い女性の職業自立への関心を非常に強めています。結婚後も共稼ぎを必要とする場合が多いのですから、嫁修業としての女中よりも、収入の多い、そして結婚後も続けていくことのできる職業に進みたいというのは当然のことでしよう。家事を手伝つてくれる人の将来について真剣に考えてやる必要があるのです。

ニ、物を生産するということは楽しい仕事です。平素は楽しいと意識しないとしても、炊事や洗濯などに較べて励みのつくことは否定できません。ずつと見聞する。そして職安を問題解決機関として頼るように指導する。

きしてきている家事よりも、違った環境で違った仕事を手がける方に興味が多いのも否めないことでしょう。

ホ、工場などでは工員に励みをつけるために昇給・賞与・慰安旅行などを行っています。慰安旅行もお伴ではなく主賓として招かれるのです。家庭女中に昇給のあるのは稀れなくらいで、賞与や慰安となると、はるかに劣っているのが現状のようです。

以上の諸項について回答を出すのが、女中問題の解決への第一歩です。ところが多くの求人者の説明によりますと「これという仕事もない至って呑気な家で、家族の一員として待遇する」というのですが、この説明が前述した諸項目に対して的外れなのはいうまでもありません。望ましい使い方というのは、あたかも工場長が翌日の作業を計画し準備しておくように、主婦が女中の翌日の仕事として労働の程度からも時間の点からも、適量の仕事を準備し、その仕事の終り次第その日の職務を終えるよう、合理性と計画性を織り込むくふうが望まれるのです。

予定以外の仕事は翌日にまわすか、特別に依頼する方法を採って、女中の立場を認め、他方家事に慣れ、その処置が上手に能率的になり、任せることのできる仕事の範囲が増すに従って給与その他の待遇を向上し、修養の時間も与えて将来の基礎を築くよう、指導し協力することが望ましいのであります。

三　女中として働くことを嫌う若い女性に

イ、あなたがあなたの若さを遺憾なく享楽したいのなら、充分に働いた後の貴重な僅かな時間を活用するのが、最も効果のあることに気がついて下さい。節制のない二十四時間の享楽は、明るさと楽しさの代りに、懶怠と浪費癖を残すだけで、求めるものは少しも味うことができません。あなたがオフィスや工場のような活動的環境に呼吸したい希望は首肯できますが、あなたがほんとうの文化的生活に浸りたいのなら、単なる憧れでなく確りした目標を立てて、それに努めるのがほんとうではないでしょうか。そこにあなたのほんとの若さと楽しさとを見つめることができると思います。

ロ、今年の四月二日、毎日新聞夕刊の茶の間欄に「女中さんの話」と題して、極端なアプレ女中の躾の悪さを掲げてありましたが、これ程でなくとも一般に戦後家庭の躾の乱れは事実のようです。躾の乱れは家庭の乱れの基ですから堅く心すべきことで、よい躾はよい家庭にはいって身につけるのが最善の方法とされています。

ハ、女中を賤しい職業と誤解してはいないかについて考えて見ましょう。あなたの結婚後の家庭での仕事は、実はあなたのお母さんが現在やっている仕事そのものなのです。そしてその仕事は極めて簡易な雑用のように見られますが、料理の問題一つを採り上げても、経済と栄養と嗜好と能率の四つの条件にかなうようにするには大変な仕事です。しかもあなたが画いているあなたの家庭を、より良いものにするためには、種々の家庭の実情を知るのが一番よい方法です。

ニ、女中という職業が、将来自活の途として希望が持てないというのでしたら、家政婦という職業の社会的意義と、内容的にどんなに豊かな知識と経験を必要とするか、そして家政婦を必要とする家庭がいかに多く、かつ感謝されているかについて考えて欲しいと思います。ある家庭で主人の身のまわり以外、一切を任され、豊かな常識と高い見識を持ち主婦に代って来客の応待に当り、茶道・華道はもちろん、書もよくして主人の代筆もするという、その家庭に無くてはならぬ存在になっている家政婦もあるし、米人牧師のメイドで非常に理知的な躾と職業へのプライドを持った人など、これらの中には優れた人々が少なくありません。女中という仕事を家政婦見習と解すれば、将来熟練工になった暁は極めて安定性のある職業ということができるでしょう。

四　結び

女中の求人者が若い女性について理解し、女性もまたこの職業に関心を持ち始めたとしても、最近の求人者の求人動機が おもに経済的理由に基づくことから、求人者の賃金負担能力限界と、求職者の要求の不一致の起ることは見逃すことができません。つまり、求人者の多くは仕事の軽微を理由に、努めて少ない経費で賄おうとします。求職者は少なくとも工場賃金と同じ水準の賃金を要求することになりましょう。

賃金問題は女中に限らず、専門的な研究課題ですが、女中の場合、今日の需給のアンバランスが漫然と賃金上昇の傾向を生んでいるのが注目されます。労働生産の評価も困難であり、求人の動機も区区なこの職種に合理的賃金水準を求めることは非常な難題ですが、この職業に対する社会認識の是正から始まり、職業として自立性を与え、昇給制度や身分保証の問題に回答を与え、さらに家政婦として必要な経験能力につき分析整理するならば、自然適正な賃金水準が生れるものと思われます。なお、その他の待遇条件をして、女中が家政婦としての素養を育てるために、就職先で修めることのできない技能を、勤務の余暇に要請することを希望したとき、その便宜を与え、老家政婦にはそれにふさわしい気安い環境に浸れる時間を与えるなどの考慮が必要であります。

このようにして、雇う側も、雇われる側も、女中という職業を認識し直すことから始めたらよいと思います。

—東京池袋公共職業安定所労働事務官—

働く母と子の問題

——地方研究会議の報告より——

岩手婦人少年室

盛岡市上田の岩手被服工業では「守衛詰所」を保育所にあてているが，保母がいないので，毎日 4～5 の幼児が“こうり”や“エジコ”の中で遊んでいる

本県では女教師・看護婦・事務職員等結婚しても職場に残って働く婦人が、この二、三年来増加する傾向にあり、労組婦人の会合や婦長会議などの席上でしばしば既婚婦人並びにその子女の保育の問題が取上げられるので、去る三月、関係者（別記出席者参照）で、この問題をテーマとした研究会を持つことになったのである。次にこの研究会で討議されたことをまとめて御紹介しよう。なお、出席者は、盛岡市内の婦人の多い職場で、比較的既婚婦人の多い職場から選んだ。

一　働く婦人のうち既婚婦人の実情

〔日赤〕 看護婦八十人中二十人が有夫である。現在は看護婦の通勤が認められており、八十人中通勤者三十五人、寄宿舎四十五人である。昨年は看護婦八人が産前産後の休暇をとっている。

家庭もちの者は独身者に比べると、勤務成績が劣っている。云われたことはよくするが、看護業務の観点からみて、積極性にかけ、家族の病気、家事、PTA等の理由で休みが多い。

〔医大〕 看護婦百四人（うち通勤二十六人）のうち有夫十一人、学齢前の子供のあるもの九人、乳児のあるもの一人である。事故が多いのは子持ち、家庭持ちであることは日赤と同じであるが、最近はPTAの会合があっても、まず一日休まず必要な時間だけ休むようになった。

管理上では、新婚者は夜勤をさせないとか、乳児のあるものは外来に廻す等、皆と相談の上善処している。

家庭持ちのよい点は、ガス・燃料等の節約をしてくれることである。よくない点は無届欠勤をすること、病気だという届けを出しておきながら、夫婦で外出したりしていることなどで、こういう点は反省してもらいたいものである。

〔高教組〕 女教師の数が比較的少く、定員も余裕があるので、産前産後の休暇をとっても何とか差くりがついている。また男の先生が親切で、女教師を大事にしてくれるので恐縮するほどである。

県立盛岡高女について云えば、教師四十人中女子は九人で、このうち有夫四人、子供のあるもの二人で、産前産後六週間は十分休める。

〔市役所〕 女子百四十三人（市役所内事務・市立病院看護婦・小学校雑役婦等）中、有夫は五十四人、うち乳幼児のあるもの十四人である。現在、それらの人は実母・しゅうとめがあるので、定められた時間に家へ授乳に帰る。授乳時間が長くなりやすい傾向があったが、最近は少しずつよくなりつつある。

〔貯金局〕 女子百九十三人中、有夫九十三人、未亡人七人あり、このうち子供のあるものは四十四人で、既婚者の四八％を占めている。最近労組婦人部が交渉して授乳室（十二畳）を作り、十三人の乳児を収容している。他の人は家に帰って授乳している。乳児あずかり料は一人月千円である。保母は二人で、有資格者一人（月給七千円）、無資格者一人（月給六千円）で、このほかに夏期手当などは組合費でまかなっている。

ベッド・育児用具等の備品、雑費等は組合の資金カンパなどでまかなっている。既婚者の勤務成績は未婚婦人に劣らない。十一時—一時までの授乳時間を含めた休憩時間だけ休み、執務時間におくれたことはない。

〔専売局〕 女子二百七十人中、有夫者・未亡人合せて二百人、このうち三年未満の子供をもつ者六十人が公社の保育室を利用している。

保育室の諸経費及び保母四人の給料等はすべて公社が負担している。育児時間は一年未満の乳児は、それ以上のものより長くとってある。育児時間のとり方はきちんとしており、作業には影響していない。産前産後の休暇は基準法の規定通りとっている。

〔電話局〕 女子百六十人中、有夫者三十一人、子持ち七人で、産前産後の休業も十分とっている。

新庁舎が建設される予定なので、保育室を設置するように要求している。

二　産前産後の休業の場合の措置

〔日赤〕 大きなお腹で勤務されると、まわりの者が何となくいらいらするので、早く休ませるようにしている。産前は六週間よりも二か月、産後は八週間よりも四十日（前年の年休と本年の年休分）多く休んでいる。

現在、県内看護婦資格者の絶対数が不足しているため産休補助職員制度というものは考えられない。したがって看護婦八十人といっても、実働の七十二—三人がやりくりしているので、患者に対して

思うだけの看護ができない。

〔医大〕　産前四週間、産後六週間休んでいるが、今のところあまり支障を生じていない。今後休暇をとる人の数がふえれば、日赤と同じようなことになるだろう。

このほかの看護業務関係の職場も日赤・医大とほぼ同意見であった。

〔電話局〕　特に産前産後の休業の措置として設けられたのではないが、パートタイムの勤務の人が十二人いる。これは主として以前電話局に勤務していたが結婚などの理由によってやめた人で、労働組合員ではない。この制度を拡充することによって、産前産後の休業に対しても対処できるのではないかと思われる。

〔岩教組〕　目下産休補助教員の法制化に努めているが、現在は暫定措置として各教育出張所の教育主事に、産休があった場合の授業を受持ってもらうようにしている。ところが女教師は家庭科を受持っているものが多い関係上、実際は男子教育主事では補講ができない場合が多く、あまりよく運営されているとは云いがたい。

このほか、特技を必要としない職場では、適宜に埋めあわせをして、特別な方法は講じていない。

三　子女をもつ婦人のための施設

出席者中、保育施設のあるものは貯金局と専売局だけである。

〔岩教組〕　小学校八百校、中学校三百校に分校をあわせて千二百五十校あるうち、授乳室のあるものは、約十校にすぎない。多くの学校では、宿直室・衛生室等を使用している。衛生室を利用した場合、一例として学童の「とびひ」が乳児に伝染したこともあり、あまり望ましいことではない。

〔日赤〕　盛岡市の場合、事業場が多くある地域では、数か所の事業場が共同して保育施設を作ってはどうか、さし当って官庁街にある日赤岩手乳児院を整備して、県庁・市役所・医大・貯金局・裁判所・日赤等の女子職員が利用できるようにしてはどうか。「あずかり料」として月給の三分の一くらい支出しても、やむを得ないであろう。現在日赤の看護婦の中には、近所の信頼のできる婦人に育児を依頼しているものもある。この場合、日勤の時だけ家につれかえり、職場まで受乳にきてもらって一月三千円くらいの礼をしている。

〔医薬課看護係〕　集団育児をすると表情のない子になる傾向があるので、近所にいい人があれば、個人的に頼んだ方がよいのではないか。そういう人がない場合には保育所にあずける方がよい。岩教組でも個人にあずけている人があり、日中あずかりだけで月三千円、中には二年間ほとんどあずけっぱなしで四千円払っているという人もある。盛岡市内のように内職の少い地域では、乳児をあずかって三千円程度の収入があれば、家庭婦人の内職としても割のよい仕事であるから、婦人会にも協力してもらってはどうか、という発言もあった。

四　むすび

以上話しあわれたことをまとめてみると次のようになる。

(1)　保育施設について

既婚婦人の多い職場では、その職場内に施設があることが望ましいが、現状では、これを強く主張すると、女子の職場をせばめる結果にもなるので、労働組合と協議の上、各事業場の実情に応じて善処する必要がある。職場内に保育所がない場合は、信頼のおける育児経験のある婦人に依頼した方がむしろよいが、あずかり料三千円程度というのが相場とすれば、これは相当高給の人にのみ可能ということになる。

経済的理由その他で個人的にあずけられない人の場合は、地域的に数か所の事業場が共同で市町村等の公共団体と接渉して、保育施設を作る方向に進むのがよいであろう。盛岡市としては差しあたって官庁街にある日赤岩手乳児院を実情調査の上、働く婦人の託児所として利用できるような対策をたてる。

(2)　産前産後の休業をとった場合の対策

女教師の産休補助職員設置の運動に対して、農家の婦人から「職場婦人の産前産後六週間ずつ休めるが、わたしらはとてもそんなわけにはいかない。」という声もあったが、女性全体の福祉という点から考えて、一つでもよい条件を獲得することによって、少しずつでも全体をひき上げることになるので、婦人が力を合わせて、その実施に努力すべきである。

看護婦の場合は、現在では産休補助職員制度は考えられないが、現在させられている雑務をしないようにし、看護業務だけに専心すれば、現在の定員でも産休を取る人があっても、オーバーワークを減ずることができるのではないか。この点については労働組合にも理解してもらうような努力が必要である。

電話局ではパートタイム制を強化することによって、産休のための労働過重を減ずることができるであろう。

また事務系統の仕事の場合は「課」単位に適宜に処置しているので、別に対策が立てられていないようである。

研究会議出席者

岩手県教員組合婦人部長
県立高等学校教員組合員
同　盛岡支部組合員
盛岡市役所職員組合員
国立盛岡療養所婦長
盛岡赤十字病院看護課長
岩手医大附属病院総婦長
全専売労組盛岡支部婦人部長
全電通盛岡電話局支部婦人部員
盛岡貯金局労組婦人部長
県衛生部医薬課技師
県民生労働部福祉課主事

資料室

スエーデン

既婚婦人の雇用及び婦人の労働組合員

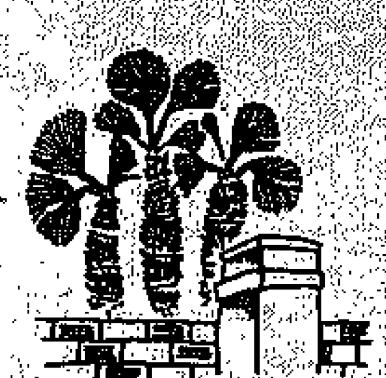

一　既婚婦人の雇用

前のところでは、スエーデンの労働市場における婦人の状況を、いろいろな職業分野における活動と、賃金労働者としての経済的立場（それは同僚男子と比較される相対的な賃金水準に特にはっきり現れている）、という二つの観点から考えて来ました。しかし労働市場で婦人が就業する機会や困難については、その外に最も重要で特殊な面があります。それは結婚と育児に関する問題です。この点については多くの西欧諸国では法律も社会の慣習も伝統的に高い障碍となって、均等の立場で婦人が雇用されるのを広範に制限したり、妨げさえして来ました。

職業の訓練をうけたいという希望とその可能性、また既婚婦人や母親の引続き働きたいという願いとそうすることの可能性の間の相互作用によって発展がなされてきました。これらの点についてスエーデンでは多少急進的ですが既婚婦人だけでなくて、母親（この人達には法的にも社会的にも十七歳以下の子供を保護する責任がある）にも有給の仕事につくことを認めて勇気づけるという態勢を進めてきたし、又押進めています。スエーデン議会は一九二三年にはもう雇用に対する既婚婦人の権利を樹立しました。一九三〇年代に支配的であった力強い社会改造のすう勢に従って、議会は一九三九年に結婚及び（又は）出産による婦人の解雇を禁止し、同時に妊娠した婦人の被用者に六か月間休暇をとる権利を宣言する法律を制定しました。一九四六年の追加と共にその立法が、雇用主だけでなく男子の被用者や社会一般の態度に深い感化を及ぼしたことは疑ありません。一九五五年以降は、母性保護立法がこの政策に論理的結論を与え、社会的な視点からその効果を保証することになるでしょう。

現在の母性保険計画は強制保険で、それと内面的に関係がある健康保険法と同時に施行されました。規則の要点は、すべての婦人は出産に際して一般疾病保険計画の場合と同じように一日三クローネの割で産じよく九〇日間の現金給付を受けることです。有給の仕事についている母親は、この九〇日間に得られなかった賃金収入の六五—七〇％を給付されますが、最大限は一日二〇クローネです。すべての母親は病院又は自宅で無料で産じよくの手当をうけます。若し十歳未満の子があれば、母親が病院にいる間（普通は十日か、最大限四四日間）家庭にいる子供を世話するため一日二クローネずつの追加給付が与えられます。公務や私企業で規則や労働協約が更によい条件を規定している場合には、有給で働く母親にそのよい条件が維持されます。但し、現在の保険計画に影響されずにすべての利益が受けられるように、賃金や給付は必要なだけ減額されます。

一九三九年以来、人口も雇用も増加したので、製造業においても公益事業においても既婚婦人の雇用は増加しました。先ず第一に、完全雇用かそれに近い状態であったので、一九四〇年と一九五二年の小さな危機は別として、工業やその他における労働力に対する需要は確立し、増加しました。第二に結婚及び生産出生率は四〇年間急速に、絶え間なく上昇して来ましたが、一九四三年—四四年の間にピークに達しました。スエーデンの労働市場は十五年間に売手市場、つまり被用者市場になりました。現在（一九五四年秋）では依然として完全雇用の状態を示しています。これらの要素は、政治面に対して働く婦人の意見が重要性をましていることと相まって、工業においても他の職業についても、労働市場において既婚者や母親の地位の本質的な改善が全般的に認められたという事実を、ある程度まで説明するかも知れない。

既婚婦人の雇用に関する非常にむつかしい問題に、夫婦間の綜合課税の問題があります。スエーデンの税金は一定の収入水準を超えると累進的で、夫婦を一納税単位としています。財政的な見地からは主要な論争点ではないのですが、この問題は、一方では公平な課税ということと、他方では既婚婦人の雇用を更に奨励することが好ましいという全く異った見解のゆえに、今もって議論のまととなっています。全日制雇用で有給の仕事についている既婚婦人の数は一九五〇年の人口調査によると二四万人近くありますから、影響をうける既婚婦人及び配偶者の数は些細ではありません。更に、根本的な問題は、特に訓練をつみ、経験の富んだ婦人労働者が既になくてはならないものになっているか現になりつつあるような職業について、婦人が家庭の妻や母として又賃金労働者として二重の仕事を受けいれることが重要で価値があるかどうか、ということにあるように見えます。病院看護婦や学校教師のような重要な職業群について既婚婦人の雇用に反対する

ことは、今では、ときがたい難題を出すことのように思われます。

既婚婦人の雇用の数と分布に関して、一九五〇年のセンサスは多くの興味ある資料を示しています。有給で雇用されている既婚婦人の数は、一九五〇年には全体で二三万六千人で、そのうち殆んど六万一千人が工業及び手工業で働き、約六万八千人が商業、五万五千人が公益事業に働いています。経済活動をしている十五歳から六五歳までのすべての婦人のうち既婚者の割合は一九四五年から五〇年までの間に二一%から三〇%に増えています。有給の職業に従事する婦人は一九四五年には既婚婦人の一四%であつたのに一九五〇年には一九%です。税務官庁の収税資料（一九五三年）では最低の納税階級にいる婦人の賃金労働者のうち既婚者が数においても割合においても非常に多く、パートタイム労働に従事する既婚婦人が、センサスの資料には表われませんが労働力の相当な部分を形造つていることを示唆しています。

婦人の雇用についてのセンサスの資料は多くの場合最小限の数字しか示していないことに注意する必要があります。というのは常備で全日制雇用の人だけを含むからです。有給の仕事に雇用されている既婚婦人の数は一九四〇年の一二万五千人から一九四五年一五万一千人、一九五〇年二三万六千人と増加していますが、このようなわけで、現実に雇用されているうち一部だけしか含んでいません。

標本抽出調査ではなく、実態調査によつた工業調査庁の総計一四万九千人の従業員を持つ、工業を主とした九七八事業場についての報告書では、雇用されている婦人のうち既婚者の割合は約四九%であることを示しています。そのうち二四・八%は十五歳から四〇歳までの年齢層の人で、二四・四%が四〇歳より上の人達です。一九五〇年のセンサスによると、有給の職業に従事している婦人の三〇%近くが既婚者でした。

パートタイム雇用の数と経済的な重要性について正確に評定するのはむつかしいことです。前に引用した工場調査報告によれば、工業手工業その他で一九五三年に調査対象事業場と労働者のうちパートタイムは企業の四七%にあり、前述した婦人労働者の九%はパートタイム労働者でした。婦人のパートタイム労働はかなり一般的に起るように見えます。しかし多くの場合は婦人の事務職員の小部分にじか関係がありません。小売業では臨時等として婦人のパートタイム労働者がかなり一般的に起るように思われますが、統計資料は不完全で、既婚者に関するものは殆んどない状態です。

十七歳以下の子をかかえて働いている母親の問題は、社会的視点からみていろいろ複雑な事柄を提供しています。諸種の福祉施設を創設する際に遭遇する困難は別としても、働く母親は現在ある施設を利用することさえ屢々困難を感じます。それでもこの論点は一九三〇年代以来、いくつかの社会政策上最も重要な施設をつくりました。未婚又は未亡人の、或いは離婚した母親達（センサスによれば七万九千人いる）が、有給の仕事と子供の養育とを両立させるため直面する困難は、雇用主や社会一般に次第に認められ、実際的な方法でかなえられて来ました。大そう発展してきた施設のうちで、昼間託児所について一言ふれるべきでしよう。それは僅々十年位の間に国の援助によつて奨励され発展して来たものです。（個人の昼間託児所や幼稚園はスエーデンでは一八三六年以来存在しています）一九四四年以来、子供達、特に働いている母親の子供達をまる一日世話する昼間託児所や、学童たちのための午後の家の施設の数は引続いて増加しています。一九五〇年十月には総計三〇八の昼間託児所と一〇七の午後の家があつて全部で九千人をかなり上廻る子供達を一日中世話することが出来ました。幼稚園も併せて七二三の施設のうち二五五は市が運営するものでした。これらの施設を更に拡充する必要と要求が認められています。即ち昼間託児所と幼稚園に関する王立委員会は一九五一年に、当時の需要と比較して実際の収容設備は不足していることを力説して、既婚婦人や母親が有給の仕事に従事しようとする明らかな傾向に応ずるため、もっと拡充することを計画しました。

昼間託児所や子供を養護するための類似の施設の他に様々な家庭の仕事の負担を軽くするため、特に働く母親が必要とするという点から共同施設の発展が促進されて来ました。これらのうち洗濯センターと共同家政単位が特筆されるでしよう。後者の名称のものはまだ限られた数しかありません（それは主にストックホルムにあってその機能や費用などについて完全に研究されています）が、それでもこれらの単位に所属している各人によつて、洗濯屋、飲食店、昼間託児所及び家事奉仕などの施設を一緒に行うことによって、既婚者や母親の特別の要求を満足させるよう個人の家政を工夫した実例として興味があります。これらの単位は費用がわりにかさむのですが、有給の仕事についている多くの既婚婦人の当面する困難の解決に一歩近づくものとして高く評価されるようになって来ています。

二　婦人の労働組合員

最後にスエーデンの労働者及び俸給被用者の労働組合における婦人の代表や活動について少しのべるべきでしよう。LO（スエーデン労働組合総同盟）とTCO（俸給被用者中央組織）の婦人組合員数の増加に関する次の表は、はつきりと、婦人の組合員を入会させる努力と、

婦人自身のなかで関係する労働組合の組合員となることに関心が増していることを示しています。このことは一部は労働組合の活動によるもので、一部は婦人たちがその組合の積極的な組合員であることを通じて自分たちの労働条件、経済条件に影響を与えることができるということを婦人たちにわからせようと努力している婦人組織に負つています。

労働組合の婦人組合員の発展

労働組合	1946年	1952年	1954年
L. O.（スエーデン労働組合総同盟）	185,000	259,000	275,000
T. C. O.（俸給被用者中央組織）	68,000	107,000	120,000
合　計	253,000	366,000	395,000

LOの組合員のうち婦人は約二〇%を占め、TCOの組合員のうち婦人は三分の一より少し多くなつています。

近年においては、組合員募集運動や教育計画によつて、婦人組合員の積極的な参加を奨励し、促進させる傾向がいちじるしいのだけれど、組合事務局や交渉委員における婦人の代表の割合はまだ非常に少いのです。

この重要な項目について、LOの婦人問題幹事で、一九五〇年五一年の国際労働会議代表であったシグリード・エーケンダール夫人の意見がスエーデンの有名な雑誌 Hertha にのりました。最近数年間男女賃金の均等化が停滞しているのは、交渉の際や労働組合協議会で協定を結ぶ時に、婦人の代表が少いことの一つの結果だ、とその中で述べています。このことは組合員の多数が婦人である場合にもあてはまります。LOに加入している四四組合のうち三五は婦人組合員がいます。しかしそのうち、婦人が組合事務局や協議会で働いているのは一九だけです。その数は全部で五〇〇人を超えるうち婦人は六八人です。婦人の幹事も非常に少く、全幹事の二%に過ぎません。それでも、エーケンダール夫人の意見によれば、総同盟の能動的な婦人組合員を増加させる運動は相当な成果を得たし、総同盟が初めて男女同一賃金の原則を作成した一九四六年以後なされた前進に対して少なからぬ程度の責任を負っているのです。一九四七年には総同盟の中に、特別な婦人協議会がつくられました。婦人組合員に対して特別のコースも労働組合学校の普通の計画の外につくられました。そしてこれらは特に地方において、婦人の代表を促進させる一つの最も重要な手段であることがわかつています。同様な傾向は俸給被用者中央組織でも明らかです。

（インターナショナル・レイバー・レビュー一九五五年三月号より）

労組婦人のページ

◇片倉労組第二十回定期大会

五月十八、十九の両日にわたつて、甲府市恩賜林会館で第二十回定期大会が開かれました。出席者約百二十名の中、女子の代議員は数名、傍聴者は二十数名で、今年は端境休業のためか女子の参加が少かつたようです。

この大会では、一、労働条件を守り引上げる闘い（賃金対策、退職金規程の改正、労働協約改訂、一時金獲得、厚生福祉対策、経営刷新対策、身分制の撤廃）二、組織を守り強める闘い（一般組織活動対策、教育宣伝活動対策、上部団体対策）その他独立議案五項目が活発に審議されました。決定事項のうち、第七次賃金闘争を行うことをきめ、要求項目及び要求金額は、女子平均賃金（製糸工場女子従業員で養成工員を除くもの、平均賃金の月額）、平均一、〇〇〇円アップとしています。

つぎに、組織を更に強くするため、中央役員が支部組合員と密接にむすびつくように、中央執行委員の地区駐在制などがきめられました。なお役員改選に際して女子役員の進出について女子傍聴者から提案がありましたが、今後の問題として、支部において充分討議することが、確認されました。なお、女子代表者会議は、昨年と同様、開かれることになっています。賃金闘争は七月下旬を目標に強力に押し進めることなど決めました。

◇全蚕労連第十四回定期大会

五月二十一日、二十二日の両日、甲府市労農会館で全国から集った一八六名の代議員その他傍聴者が多数出席して開かれました。

議長三名の中に、勝田美佐保さん（郡是）が選出されましたが、婦人の議長は全蚕の大会では始めてのことで、その議長ぶりはなかなか好評であったといわれています。今年度の運動方針、第七次賃闘を柱として、全蚕労連組織の単一化への努力、賃金体系標準案、蚕糸振興対策案など九つの議案について、熱心な討議がかわされ、それぞれの議案を決定しました。今年は女子の代議員が二十三名で昨年に比べて少かったことは遺憾であるとしていますが、しかし多くの男子代議員の中にまじり、女子の真剣な発言は力強く感じられたと云われています。

◇全織同盟第十回定期大会

六月十三日―十五日にわたり、東京青山の日本青年館で代議員三四二名が出席して、結成十週年記念大会として開催されました。

注目された日本生産性本部への参加問題は、労使関係が対等でなく労働者に犠牲が強いられている現状では、これに参加することは危険であるとして不参加を決定、総評の戦線統一の呼びかけにも参加しないことを明確に打ち出しました。

西独における婦人労働の実情

一　婦人の就業状態

1　女子労働力人口

西独全域における労働力人口は、一九五四年十二月の終りに、一七八〇万になりました。この中女子の労働力人口は五八〇万で総労働力人口の三二・六%を占めています。

女子の労働力人口は一九四九年一二月には四四九万でしたので、最近五年間に一三一万即ち、二九・二%の増加となっています。男子の労働力人口は同じ期間に一三七万即ち一二・九%の増加に過ぎないので、女子の労働力人口の増加の方が著しく多いと言えます。

最近五年間の労働力人口の推移を見ますと、表1のとおりです。

なお一九五四年九月現在の人口総数は四、九六五万、女子の人口は二、六三〇万ですから、女子の労働力人口は女子の人口の二一・八%に当ります。

2　女子就業者

就業者総数は、一九五四年十二月末には、一、六五二万で、その中女子就業者数は五三六万です。従って女子就業者は就業者総数の三二・四%を占めており、又女子労働力人口（就業者と完全失業者）の九二%に当ります。

女子就業者数を職業別に見ると表2のとおりです。女子就業者数の多い職業は、家政婦、商業、行政及び事務従事者、織物製造業及びその加工業従事者の順となっています。

就業者数の最近五年間の推移を見ますと表3のとおりです。表3で明らかなように、就業者総数中に占める女子就業者数の割合は逐年増加しております。これは男子就業者数の増加率よりも、女子就業者数の増加率の方が高いからです。

女子の就業者数の増加を、労働者と職員に分けて見ますと、一九五三年六月末からの一年間に、女子労働者は四・九%、女子職員は八・九%の増加率を示しています。

女子労働者について、著しく増加した職業を見ますと、織物の製造及び加工の補助工（五三、二四二人）、掃除婦（二六、〇七一人）、織物の製造及び加工の従業者（一九、五九四人）、家政婦（一三、〇〇四人）、電気工（一〇、六三三人）金属の製造及び加工の従業者（九、七七四人）の順になっています。

女子職員について見ますと、男子職員の増加数より女子職員の増加数は二倍以上を示しています。

女子職員の増加数は一九五三年六月末からの一年間に一五万にも及んでいますが、この著しい増加は僅か二、三の職業グループにおける増加が原因となっています。商業が第一位で八万、行政及び事務従事者が二位で五万の増加となっています。この二つの職業に従事する女子職員の増加は、一九五〇年以来絶え間なく続いて来ております。

表1．労働力人口の推移
(1950年年平均～1954均平均)(単位千人)

年別	労働力人口 総数	男子	女子
一九五〇年平均	一五、四〇七	一〇、七八五	四、六二二
一九五一年〃	一五、九八九	一一、〇六四	四、九二五
一九五二年〃	一六、三七四	一一、二五三	五、一二一
一九五三年〃	一六、八四一	一一、五一六	五、三二六
一九五四年〃	一七、五〇六	一一、八七八	五、六二八

表2．職業別女子就表男女別就業数
(1954年6月30日現在)

職業	女子就業者数	職業	女子就業者数	職業	女子就業者数
農婦・動物飼育者・園芸者・林業・狩猟業・漁業の従業者	286,227人 31,180	印刷工	43,021人	看護業及び養育業	182,289人
坑婦	2,989	織物製造業及びその加工業従業者・製革業及び皮革製品製造業従業者・食料品製造業従業者・織物製造業及びその加工業の補助職業	672,666 87,870 211,248 441,041	民生委員	12,195
土石採取婦及びその加工業従業者、陶工・硝子製品製造業従業者	29,703 10,796			行政及び事務	744,715
				法律及び公安の維持者	18,250
建築の職業	3,079	技師・技術者	4,553	召使及び看護婦	19,396
金属製造業及びその加工業従業者	8,045	技芸職人	12,827	教育者・牧師	99,694
電気工	38,107	機械工業従業者及び従属の職業	980	教授	9,022
化学工業従業者	64,150	商業	761,595	芸術的な職業	7,979
美術用資材加工業従業者、木製品製造業従業者及び従属の職業、製紙業及び紙製品製造業従業者	8,045 30,299 55,725	交通業	145,950	職業の詳細不明	1,692
		家政婦	790,140	職業が分類できない就業者	762
		掃除婦	806,299	合計	6,253,718

す。

3　女子の失業

失業者総数は一九五五年一月には一七九万で、その中女子失業者は四七万です。

失業者数の最近五年間における推移は表4のとおりです。表4によれば、女子労働力人口中に占める女子失業者数の割合は逐年減少して来ております。

女子失業者数の年間の推移を見ますと、一月から二月三月にかけて失業者数はピークに達し、その後減少を示して、八月から九月にかけて最低を示し、その後又増勢に転じるのが例年の趨勢です。

失業者数を労働力人口との関係から見ますと、労働力人口は絶えず増加しているにも拘らず、失業者数は減少の傾向を示しています。このことは労働力人口が増加しても労働市場の負担にならないということになります。

なお一九五五年一月の失業保険金受領者数は九五万、その中女子の失業保険金受領者は二三万です。又失業救済の援助を受けている人は五三万、その中女子の数は一六万です。

4　短時間就業者

短時間就業者―ここで短時間就業者とは、仕事がないために一週間の労働時間が通常の労働時間の六分の五に満たない人を言います―は、一九五四年の平均では五四、九六八人で、その中女子の数は三〇、三九六人です。

短時間就業者は一九五二年以来年々減少して来ました。一九五五年一月現在の女子短時間就業者を産業別に見ますと、衣服製造業（一〇、六三三人）、繊維産業（一一、三二七人）、食料品製造業（三、八一八人）等に短時間就業者が多いのが目につきます。

二　婦人の労働条件

1　女子の賃金

鉱業労働者を除く全産業労働者の賃金を見ますと、女子労働者の一九五四年十一月調査の賃金平均は、時間当り平均給与総額は一一八・一ペエニッヒ、週当り平均給与総額は五五・五〇ドイツマルクです。

又女子の熟練工の週当り平均給与総額は五三・五八ドイツマルク、補助工の週当り平均給与総額は四八・五四ドイツマルクです（一九五三年十一月現在）。

最近五年間の男女労働者の賃金の推移は表のとおりです。表5によれば、男女共に賃金は漸増して来ております。男子労働者と女子労働者の賃金の差を見ますと、女子労働者の賃金は男子労働者の賃金の六割弱で、最近数年間この割合は変りません。

2　女子の労働時間

一九五四年五月の女子の週当り労働時間は四五・三時間で、男子の週当り労働時間の四九・六時間よりかなり低くなっています（鉱業労働者を除く）。又女子の熟練工の労働時間は四四・九時間、女子の補助工の労働時間は四六・一時間で、補助工の労働時間の方が長くなっています。

（以上はドイツ連邦共和国（西独）の労働省から発刊された「労働統計及び社会統計の概観」（一九五四年九月号、一九五五年一月号及び二月号）から抄録したものです。

表3．男女別失業者数
(1950年平均～1954年平均)(単位千人)

年別	就業者数 男子	女子	就業者総数中に占める女子の割合
一九五〇年平均	九、六五九	四、一六八	三〇・一%
一九五一年〃	一〇、〇八三	四、四七三	三〇・七
一九五二年〃	一〇、三三七	四、六五八	三一・一
一九五三年〃	一〇、六七〇	四、九一三	三一・五
一九五四年〃	一一、〇七二	五、二一四	三二・三

表4．男女別失業者数
(1950年平均～1954年平均)(単位千人)

年別	失業者数 男子	女子	女子労働力人口中の女子失業者数の割合
一九五〇年平均	一、一二六	四五四	九・八%
一九五一年〃	九八〇	四五二	九・二
一九五二年〃	九一六	四六三	九・〇
一九五三年〃	八四六	四一三	七・八
一九五四年〃	八〇六	四一四	七・四

表5．男女の給与の推移
(1950年～1954年)

年別	週当り平均給与総額 男子	女子	女子給与の男子に対する割合
一九五〇年九月	六九・八七ドイツマルク	四一・四五ドイツマルク	五九・五%
一九五一年九月	七九・二二	四六・一五	五八・二
一九五二年十一月	八六・四五	五一・二五	五九・四
一九五三年十一月	八九・四八	五三・三五	五九・七
一九五四年十一月	九三・八二	五五・五〇	五九・二

（註）鉱業労働者を除く

女子の勤続年数別賃金について

女子の賃金は戦後男女同一労働同一賃金の原則により大いに改められ、戦後の一般的賃金上昇に伴つて逐年上昇しているといえますが、一方男女の賃金格差は戦後僅かながら拡大の傾向をしめし、一個人別賃金調査の結果からみても、全産業の労働者の男女の賃金格差は四五・一%、平均勤続年数は男子七・二年女子三・六年となつています。

このような男女賃金のひらきは、女子労働者の労働上の諸形態が要因となつているといわれ、女子の学歴、勤続年数、平均年齢、扶養家族数等の諸関係から考察される必要があるといわれてきました。

この様に女子の賃金はあらゆる観点からの検討が必要ですが、ここでは、同じく一九五四年四月労働省調による個人別賃金調査に基いて、女子の勤続年数別及び年齢別賃金についてのべてみましょう。

第一表は、全労働者（産業計、企業規模計の労務者及び職員）の男女別の年齢別勤続年数別賃金について、男子平均賃金一六、九三七円、女子平均賃金七、六三七円を各々一〇〇として指数化したものです。勤続年数階級を一定として各年齢階級の賃金は、男子は四〇～五〇歳に対し、女子は三〇～三五歳、或るいは、三五～四〇歳まで上昇し、これより減少の傾向をしめしています。即ち女子は一般的に、（六か月～一年、及び三〇年以上の勤続年数を除き）男子よりも若い年齢の層において賃金の減少傾向をしめす

第1表　労働計男女の平均賃金に対する年齢及び勤続年数別賃金の比率
（産業計，企業規模計）（1954 年 4 月）

男子：16,937 円＝100　　女子：7,637 円＝100

	勤続年数階級									
	計	6カ月未満	6カ月以上1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上
男子										
計	100	69	66	68	78	88	105	125	148	182
歳以上 歳未満 ～18	30	25	28	31	37	26	9	—	—	—
18～20	47	44	47	50	46	50	61	—	—	—
20～25	67	60	59	62	64	69	76	48	—	—
25～30	91	72	74	79	85	90	96	108	122	—
30～35	112	79	85	91	95	102	115	128	135	140
35～40	125	82	90	93	103	110	122	144	159	168
40～50	138	83	89	96	104	112	124	142	168	186
50～60	129	80	85	86	92	102	112	130	146	186
60～	89	63	72	71	71	84	89	103	107	127
女子										
計	100	69	77	81	93	104	131	168	184	216
歳以上 歳未満 ～18	67	56	69	70	76	80	52	—	—	—
18～20	86	74	76	84	89	97	97	—	—	—
20～25	106	76	81	89	100	107	126	149	—	—
25～30	128	77	82	90	99	110	142	178	169	—
30～35	116	75	79	87	101	114	136	179	201	194
35～40	113	74	81	87	94	106	142	168	200	218
40～50	113	75	77	88	92	99	132	171	177	246
50～60	108	77	88	75	82	91	115	138	154	182
60～	80	72	70	64	61	79	81	91	121	114

労働省労働統計調査部調　個人別賃金調査

第1図　女子の年齢と勤続年数別賃金の関係
7,637 円＝100　（1954 年 4 月）

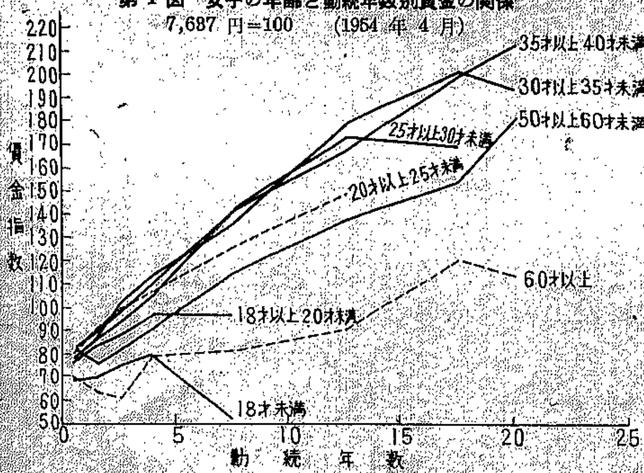

（労働省労働統計調査部調，個人別賃金調査）

第3図　年齢平均賃金の勤続年数における上昇率の男女比較　（1954 年 4 月）

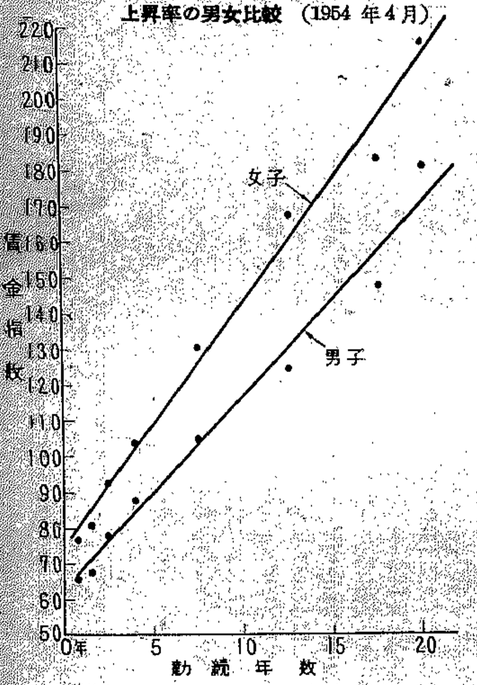

（労働省統計調査部調，個人別賃金調査）

第2図　女子の勤続年数と年齢別賃金の関係
7,637 円＝100　（1954 年 4 月）

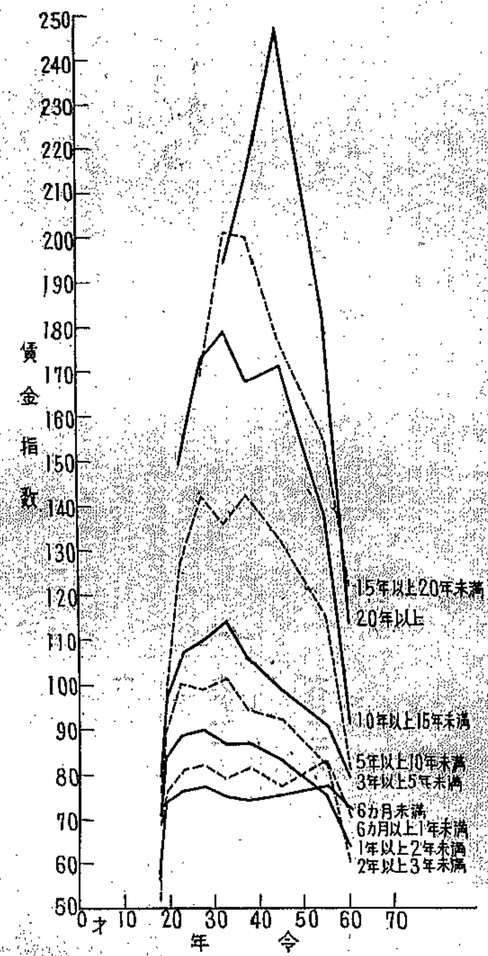

（労働省労働統計調査部調）

賃金の動きをしめし、第二図は勤続年数ごとに年齢別賃金の動きをしめしました。

更に、年齢平均賃金の勤続年数における上昇率の男女比較は第三図のとおりで、女子の上昇率（最小自乗法による比較）は、男子より高くなつています。即ち、男子の一年当り勤続年数に対する賃金指数の上昇率は五・五%、これに対し女子の上昇率は六・九%となつています。

◇都市むき月別レクリエーションの例

四月　汐干狩の会、花見。
五月　フォークダンスの会（天皇誕生日）、勤労者のレクリエーション（メーデー）、スポーツ大会（憲法記念日）、子供のレクリエーション大会（子供デー）。
六月　軽スポーツ講習会（日曜ごと）、つり大会、ほたる狩。
七月　七夕祭り、水泳講習会。
八月　ラジオ体操の会、海浜レクリエーション大会、キャンプの会、盆踊大会、青年祭（スポーツ・芸能大会）
九月　海の記念日
十月　月見の会、運動会。
十一月　芸術祭（文化の日ごろ）、ハイキングの会。
十二月　駅伝・マラソン大会、フォークダンス講習会、クリスマスパーティー
一月　新年祝賀会、羽根つきパーティー、かるた会、たこあげ会。
二月　節分祭、スキー・スケート講習会
三月　桃の節句、次年度計画審議会

といえます。

又、年齢階級を一定にした各勤続年数階級の賃金は、勤続年数が高まるにつれ賃金も高くなるという順調な傾向を男子はたどり、女子も（三〇～三五歳の年齢階級を除き）その傾向にあるといえます。

しかし、この表でわかるように、二〇年以上の勤続による賃金の上昇の調査がないため、賃金における年齢と勤続年数の関係をくらべると、年齢よりも、勤続年数が賃金上昇に、より重要な要訣であるとは速断できません。

なお第一表により、女子の賃金について第一図は各年齢階級ごとに勤続年数別

6月の婦人界の動き

◇六月の婦人のうごき

六月一日～二日 日本助産婦会総会が熱海市観光会館で開かれ、全国から参集した約千人の代表は、全国組織をつくり「貫した方針で受胎調節実地指導に乗り出すことを決定、その成果が注目されている。

六月三日 さきに、加入の署名を終えた国連の「婦人参政権条約」批准が、国会で満場一致承認された。これによって、日本婦人の男女平等、婦人参政権の原則が世界とのつながりにおいて確立された。

六月四日 松元事件を契機に、売春、人身売買追放運動に乗り出している鹿児島婦人団体連盟では、現地調査のため来鹿した市川房枝、藤原道子両議員を迎え、午後一時半から県教育会館で「売春禁止法制定促進大会」を開いた。参加者は県下の婦人約七百名。

六月六日 お人形五百の贈呈式が十時半からアメリカ大使館で行われた。これは、日本の未亡人に援護物資二千箱を送ってくれたアメリカのメノナイト・キリスト教団に感謝のため、東京「ナオミの会」会員の未亡人たちが作成したもの。

六月七日 三たび来日したヘレン・ケラー女史に、日本政府から勲三等瑞宝章が贈られた。女史は十二日間の旅程を終え、午後七時四十五分P・A・A機で帰国の途についた。

六月七日～八日 主婦連合会、全国農協婦人団体連絡協議会、日本生活協同組合連合会共催の「第二回新生活推進全国主婦大会」が二日間にわたって東京で開かれた。農村及び都市からあつまった主婦代表五百名は、衣食住改善をめぐって、主婦の悩みや共通の問題を語りあったのち、日比谷公会堂で二千五百の主婦と、「これからの新生活」について熱心な討論を行った。

六月七日～九日 来月初旬パリで開催される世界母親大会に派遣の代表を選ぶため、「日本母親大会」が東京豊島公会堂、日本青年館で開かれた。全国各地から二千余が参加し、身近な問題について真剣な討議を交わしたのち「社会保障費を増やして下さい」など十三項目の決議と宣言文をまとめ、河崎なつ氏他十四名を代表に決定した。

六月九日 売春禁止法制定促進委員会では、婦人議員の応援をえて、都内の盛り場や特飲街に宣伝カーを繰出し「娘さんたちを不幸な道におとし入れないよう、禁止法制定のために大きな世論を起して欲しい」と呼びかけた。

六月九日 九日朝横浜に着いたP・ウイルソン号で、ニューヨーク在住のA・A・A（抽象美術アカデミー）所属ドロシー・パリスさんと、カナダのイートン百貨店ファッション顧問トリーン・デー女史が来訪。パリスさんは一年間水墨画の研究を、デー女史は日本の着物の美を探求のため一か月滞在の予定である。

六月十日 婦人議員を中心に準備をすすめてきた「売春等処罰法案」が、国会に議員立法として提出された。提案者神近市子他十八名、賛成者八十八名。

六月十日～七月十日 労働省婦人少年局では「一か月間、「売春防止特別活動」を全国的に実施、ひろく啓蒙を行うことになった。

六月十日 売春禁止法制定促進委員会の主催で「売春禁止法制定促進関東大会」が朝日新聞本社講堂で開かれ、参加者五百名は、同法制定促進の活動計画、促進決議を可決。女性の人権擁護と売春なき純潔日本確立の決意で、とくに政府に対し公約実現の猛運動を展開することになった。

六月十日 日本婦人有権者同盟では、選挙制度調査委員会に、小選挙区制絶対反対の要望書を提出した。

六月十一日 鹿児島婦人団体連盟代表が上京、売春禁止法を早く制定して欲しいと首相に要望した。

六月十二日 お互が話し合いをすすめ、手をつなぐことで世の中を少しでも住みよくして行きたいと、「草の実会」と呼ぶ朝日新聞「ひとときき」投稿者の集いが誕生。その第一回総会が参議院会館で開かれ、各グループの交流、年一回の総会、機関誌の発行を約束した。

六月十五日 来日中のM・R・A使節団は二十五か国の代表一八〇人という多彩な顔ぶれであるが、一行のうちには、ビルマのドー・ニエン・ターさん(56)、アフリカのキクユ族の首長の娘マリ・ワルヒンさん(22)、アメリカの〈レン・ハンターさん(28)、イギリスの前駐アフガニスタン大使のお嬢さんのヘイズル・スクアイアーさん(27)、ロンドン生れのナンシー・ホア・ルスフンさん(27)の五人の未婚女性も加わって、熱心にM・R・Aの功徳を呼びかけている。

六月十六日 「放射線影響国際学術懇談会」に、ただ一人の婦人の学者として出席していたソヴェトのコズローワさんは、「ソヴェト国民は心から平和をのぞんでいます」との一文を平塚らいてうさんに残して帰国した。

六月二十日 保健婦、助産婦、看護婦審議会委員前田アヤ氏、公衆衛生院看護学部勤務永野貞氏は、来月四日から英領フィージ島で催される世界保健機構(WHO)西太平洋地域看護教育ゼミナールに派遣されることになった。

六月二十二日 衆参婦人議員団主催の、「婦人の参政権に関する条約の批准記念会」が、午後二時から衆議院会館第一会議室で約二百名の婦人代表を招き開催された。

六月二十三日 主婦や保険に入っていない中小企業の労働者など、陽のあたらぬ場所の結核患者に救いの手を差しのべるサナトリウム建設の運動が、東京の「旅生会」（会長川崎三枝子）の人たちですすめられているが、丸の内工業クラブで政・財界の有志に呼びかけたのを皮切りに、今後各方面に協力を求めることになった。

六月二十三日 東京都教育庁では、三十年度の婦人教育方針を、①小グループのリーダー養成に力を入れてゆく、②婦人の問題を女だけでなく男と一緒に考える場をつくる、③家庭婦人と職場婦人の交流をはかる、④都市の婦人と農村婦人の交流をはかる、と決定したが、懇談会を開いて、婦人団体から体験をもとにした苦心や、反省を織り込んだ活潑な意見をきいた。

六月二十四日 増加の一途をたどる人口問題を、家族計画の完全実施によって解決しようと、このほど名士夫人七十名が「家庭生活研究会」を結成、九段の知事会館で発会式を行った。同会では、地方団体、会社など全国の婦人に呼びかける一方、指導員を派遣する。

六月二十五日 杉並子どもを守る会（委員長清水慶子氏）のお母さんたちは、良書の指導に乗出そうと、杉並公民館に、中学校教師、学校図書館関係者、貸本屋、区会議員を招いて、「学校図書館の充実」「貸本屋に協力を求める」という二つのテーマを中心に意見を交換し、協力を求めた。

六月二十六日 主婦の値下げ運動が盛ん

協助員のページ

「松元事件」と売春禁止への動き

鹿児島協助員　久永光一

かつて天下に勇名を表わした鹿児島が今回は知名士の桃色事件と制服の女子学生の売春で汚名を流したことを思い比べて、郷土の先輩に申わけないと感じたのは私のみではなかったと思います。

鹿児島の松元事件は婦人国会議員によって採り上げられ、「売春等処罰法案」の衆議院提出に拍車をかけました。ちょうど六月十日からは、労働省主唱による売春防止特別運動も全国的に展開されることになり、私たちは地元の協助員として、ひとしお感慨深いものがあります。

また六月十日には朝日新聞東京本社講堂で同法制定促進大会が二十六団体からなる売春禁止法制定促進委員会主催で催され、ようやく全国的な注目を浴びるに至ったことは、喜びにたえません。

今回提出された法案は昨年の第十国会に提出されて審議未了となった法案より罰則が著しく重くなっていますが、それでもまだ、スイスの二十年やソ連の八年に比べてまだまだ軽すぎると思います。

しかしこの法案が無修正で通過すれば、法律が全然ないよりとのくらいよいかわかりません。

今度の松元事件では、醜行を勧誘された婦女子（十八歳未満）九名を含む二十四名が参考人として鹿児島検察庁に出頭を命ぜられましたが、児童のうち、所在不明、関係なしの理由で五名は不起訴、三名は松元夫妻から児童として確認されていなかったという理由で、醜行勧誘罪だけの被害届となり、残る一名だけが児童福祉法違反、醜行勧誘罪の対象として取上げられ、松本田鶴江と女中岩山ムメに懲役五か月、執行猶予三年の刑が確定したにすぎません。これに対し、六月九日衆議院法務委員会において戸田法務省人権擁護局長は、神近市子氏の「刑が余りにも軽すぎる」という意見に対し、「判決については何も云えないが、個人的な意見を述べれば、人道上、人権擁護上非常な悪質な事犯であり、もつと重い刑罰に値すると思う」と答えています。

当時、鹿児島においては、社会問題として世論を起そうとしたのですが、

1. 興味の中心が松本荘に出入した知名士個人を追及することに注がれたこと。
2. 売春禁止、政治道徳の確立、社会環境の浄化という基本的な問題を等閑にしたこと。
3. 関係した知名士に対し、主唱者が遠慮したこと。
4. 汚職事件のみに鹿児島県民の興味が移ったこと。

等が原因で、いつの間にか世論も消え失せてしまったのです。ところが六月三日、参議院議員市川房枝、藤原道子両女史が現地鹿児島県志布志町及び鹿児島市の視察に来られたのをきっかけに、鹿児島県、市婦人連絡協議会、婦人有権者同盟、鹿教組、鹿大女子、学生会等が立上って、活発な運動が展開されたことは極めて有意義なことでした。これに、さらに、法案通過に共鳴する男子グループも立って、売春禁止法の制定促進に協力したら、一段と効果のあることと思い、目下個別的に賛成者を物色中で、「男性グループ」組織化に努力しておりますから、このことについては、また次の機会に詳しく御紹介できることと思います。

なお私の立場上、転落の道を辿った少女や、その親族の声もきいておりますので、これについても機会を得て発表し、社会浄化の資にいたしたいと思います。

売春問題について

岡山協助員　高畑浅次郎

売春処罰法案が国会に提出されましたが、またまた否決されてしまい、残念でした。売春という現象は日本の歴史上にも永く行われてきているので、この法律ができさえすれば、直ちに売春が絶滅するものとは思いませんが、この法律がな

いよりはいくらか少くなるでしょう。また、日本現実社会の状況による貧困によつてやむなく売春している者の救済策を何よりも国策として案出することが必要だと思います。売春は何よりも、この根源を断ち切らなくては絶滅するものではないと思います。

それから男子の性的本能の理性化、性的生活の倫理化が必要です。また、売春街に出入する者の中に妻帯者が多いという現実から考えて、妻が夫を満足させないため、外に本能の満足を求めようとする者もあると思われるので、この点については、婦人側としても反省せねばならないことだと思います。結局円満な和やかな家庭を営むことに帰します。

青年や独身男子の場合は、家庭、学校における教育にまたねばならないでしょう。

一方女子自身も純潔を守り、自身を尊重する観念に徹し、肉体を売るという行為の罪悪であることに目覚めなければなりません。男子が買わんとしても、女子が売らなければ買うことはできないのですから。

ともあれ、一家心中の一歩手前で妻が身を売って、ようやく心中を思い止ったというような状態に陥らしめるようでは、売春的行為はやまないことを肝に命じ、貧困をなくし、社会状態を好転させるような国策樹立に努力を集中していただきたいものです。

中小企業と青少年の教育訓練

栃木協助員　関根国二

一昨年十月から実施された金融引締めによるデフレ政策が強行されてから一か年半余、この間に抵抗力の弱い中小企業は整理・倒産・閉鎖を余儀なくされ、そのシワヨセは働く青少年達に最も強く響き、次代を荷なう前途ある青少年を、労働条件の悪化、解雇、失業及び就業等の精神的、肉体的苦難におい込むような現況を考えるとき、これら働く青少年の保護育成の面から、常に道義に基づく正しい社会性をもたせ、正しい労働意識と、旺盛な労働意欲をもつような、自覚を促す教育訓練の必要な事を痛感する。

大企業ではその経営能力により、適正な労務管理によつて、従業員の教育訓練が行われているが、中小企業ではこの大切な労務管理がややもすると等閑視されていることに注目しなければならない。デフレ政策は中小企業を苦しい立場におい込むことにもなるが、一面において経営管理に活を入れ、経費の節約をはかり、働く者にも合理者な行動を考えさせ人心は緊張し、未来の設計に計画をもたせるような、倫理性もでてきていることも感じられるから、働く青少年に対する教育訓練の実施並びに、研究をするよい時期であるとも言い得ると思う。

適正な労務管理及び社会保険（健康保険・厚生年金保険・労働災害補償保険・失業保険）の完全適用のもとに、毎日の勤労に全身全霊を打ちこんで労働し、自ら働く事に喜びを持つ旺盛な労働意欲こそ、労働生産性向上の実をあげ、業績の発展も期待できると思われるが、比較的知能の低い青少年を、多く使用する中小企業では、業務運営の面などから、適正な労務管理の実施に種々至難な点のある事も否定できない事実ではあるが、一面如何によい労務対策をしても、これを受け入れる青少年達の無自覚、無関心が大きな障害になつていることも見逃せぬことで、これ等働く青少年に、知育的な精神面に対する教育訓練が、最も必要であることを認めざるを得ない。企業経営の合理化のため、又働く青少年の保護育成対策の面からも、中小企業にあつても大企業同様、充分労務管理に関心をもち、大いに研究すべきではないかと思う。

又企業の発展に欠くことのできない一要素として、青少年を次代のすぐれた技能者に養成するためには、よい指導者、監督者を得なければ、優れた技能、教養を持った人材に教育することはできない。大企業ではTWI方式による監督者訓練が、積極的に実施されているが、中小企業ではあまり活用されていないようであるが、TWI研究関係指導機関においても、これが啓蒙推進を中小企業方面に、促進されてもよいのではないかと考えられる。

青少年達が真に社会に役立つ立派な職業人になるような心掛けと自覚をもたせる教育訓練に、特に中小企業では力を注ぐ必要がありはしないかと思う。また職業指導にあたられる学校教育、家庭人もこの点について充分関心を持たれることを要望して止まない。

な折柄、深川婦人協議会では、コールドパーマの値下げ意見書を深川美容師会に提出、婦人会幹部と美容師組合側との懇談会を開くことを申入れた。業者側では生活問題だとこれに反対、今後の成行きが注目されている。

六月二十七日　新制作協会員三岸節子氏が、一年余のヨーロッパ美術の旅を終えて帰国した。

六月二十九日　作家真杉静枝氏は肺ガンのため死去した。四十九歳。戦後は新聞の身上相談や、原爆娘の治療などにも活躍、去る二十八年には、アイルランド、ダブリンでのペンクラブ大会に出席した。

六月二十九日　自分たちの手で良心的な映画をつくり、街の低俗映画を追放しようと、お母さんたちの映画プロダクション「桜映画社」（港区芝公園四号地児童館内）が発足。第一作は、地婦連、環境衛生学者の共同シナリオ「さよなら蚊と蝿さん」に決定し、来月から撮影を開始する。

女子の就業者数と完全失業者数 (1955 年 3 月)

	産業別	女子	男子	男女計中に占める女子割合	女子雇用者の産業別構成率	女子の前年同月との比較
		千人	千人	%	%	千人
総数		16,460	24,220	40.5		+830
就業者	自営業者	2,340	7,990	22.7		+150
就業者	家族従業者	9,270	4,570	67.0		+310
就業者	雇用者	4,440	11,200	28.4	100.0	+230
就業者	農林業	140	330	29.8	3.2	+ 20
就業者	漁業及び水産養殖業	30*	190	13.6	0.7	− 10
就業者	鉱業	60*	440	12.0	1.4	− 20
就業者	建設業	200	1,090	15.5	4.5	− 30
就業者	製造業	1,510	3,400	30.8	34.0	− 60
就業者	卸売，小売，金融，保険，不動産業	1,000	1,750	36.2	22.5	+170
就業者	運輸，通信その他の公益事業	210	1,570	11.9	4.7	− 20
就業者	サービス業	1,150	1,320	46.7	25.8	+240
就業者	公務	140	1,130	11.1	3.2	− 60
完全失業者		400	440	47.6		+120

〔註〕 1) ＊印の数字は特に誤差率が大きいから注意して使用のこと。
2) 統計表の数字はすべて調査結果の実数に推計乗数を乗じたものの千位以下を四捨五入した結果であるから表中の総数欄の数字はその内訳の合計に必ずしも一致しない。　—総理府統計局労働力調査—

一人一か月平均現金給与総額 (1955 年 3 月)

産業別	女子	男子	男子に対する女子の割合
	円	円	%
総数	8,875	19,595	45.4
鉱業	7,946	17,581	45.2
製造業	7,418	18,167	40.8
卸売及び小売業	9,441	20,191	46.8
金融及び保険業	16,798	38,011	44.2
運輸通信及びその他の公益事業	12,844	19,974	64.3
建設業	6,662	14,068	47.4

—労働省労働統計調査部調—

婦人少年局ニュース

○藤田婦人少年局長辞任
婦人少年局長藤田たき氏は六月三十日付にて局長を辞任された。在職期間は三年十か月である。

○田中前婦人課長退職
前婦人課長田中寿美子氏は六月三十日付にて退職された。

○谷野せつ氏婦人少年局長に就任
婦人労働課長谷野せつ氏は藤田たき氏の辞任に伴い八月一日付にて後任局長として就任された。
同氏は三代目婦人少年局長である。

○大羽綾子氏婦人労働課長に就任
婦人労働課長補佐大羽綾子氏は八月一日付谷野婦人労働課長のあとを受けて課長に就任された。

ごらんになりましたか

○労働組合のなかの婦人（婦人労働資料四一号）
○働く婦人のための福祉について（パンフレット No. 31）—第四回婦人労働問題中央研究会議から—
○アメリカ衣服労働組合連合の福祉対策（海外婦人労働資料四五号）
○戦後新たに発生した集娼地域における売春の実情について（婦人関係資料シリーズ、参考資料 No. 33）
○リーフレット No. 51「こどもをひどいつとめや年季奉公からまもりましょう」
○ポスター「お金のためにこどもをひどいつとめや年期でしばらないよう」「みんなの協力で日本から売春をなくしましょう」

原稿募集

「婦人と年少者」は全国に広く取材して編集いたしたいと思います。各地の婦人少年室を始め婦人と年少者に関係ある諸機関の事実にもとづいた活動状況や実情のレポートをお待ちしています。

一、内容
○婦人少年室その他の関係機関の活動
○婦人少年室協助員のレポート
○地方で起った婦人と年少者に関する諸問題（いずれもなるべく具体的に）
一、分量　四百字詰五枚以内（但しまとまった研究物はこの限りではありません）
一、必ず原稿用紙を用いること
一、締切　毎月五日
一、掲載の分には薄謝を呈す
一、送り先　本会編集部

昭和三十年八月一日 印刷
昭和三十年八月五日 発行
婦人と年少者　第三巻 第八号
定価 五十円 〒四円
編集人 久米愛子
発行人 平林たい子
東京都新宿区山吹町三〇五
印刷人 石井完一
発行所 東京都千代田区大手町二丁目七
婦人少年協会
電話丸の内(23) 一六二五 四七二八
振替口座東京一〇七九一四

英　語

津田英語会

国電中央線千駄ヶ谷駅前

東京都渋谷区千駄ヶ谷1丁目562

大学受験各科

英・独・仏・スペイン・中国語

高田外語

国電　山手線高田馬場　駅前

東京都新宿区諏訪町243

昭和二十八年五月三十日第三種郵便物認可
昭和三十年八月五日発行（毎月一回五日発行）
婦人と年少者
（第三巻　第八号）
定価五〇円（送料四円）